

## 令和3年第3回大木町議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和3年6月16日（水） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小畠裕司
6番	北島好昭	12番	中島宗昭
7番	益田隆一	13番	中島和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	税務町民副課長	山口龍也
副町長	益田富啓	健康福祉課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
まちづくり課長	野田昌志	こども未来課長	内藤智之
まちづくり副課長	中村和也	こども未来副課長	的場哲也
税務町民課長	杉康則		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 川村 九州生

7. 議案の題目

- ①一般質問
- ②町道の路線の認定について（総務建設産業常任委員会付託）
- ③大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ④大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

8. 議事

議長　それでは、皆様、改めましておはようございます。

さて、今定例会には、お手元にあります通告書のとおり、6名の議員より一般質問の通告がなされております。

常々申し上げていることですが、一般質問は、政策に取り組み、政策に生きるべき議員にとりまして、最も華やかで意義のある発言の場でもあります。

と同時に、住民の皆様からも重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動の場でもあります。

さきの一般質問より完全なる一問一答形式での質問としております。質問者、答弁者ともに、分かりやすく、何より傍聴者、ひいては町民の皆様にも分かりやすい取組であります。

進行において、まだ若干戸惑う場面もあるかとは思いますが、精度を上げてまいりましょう。

それでは、町政発展のために資する大所高所からの政策を建設的立場で議論し、簡明、活発で内容のある次元の高い質問の展開を期待して、挨拶といたします。

ただいまの出席議員12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから第3回定例会2日目を開会します。

なお、本日も安藤代表監査委員に出席をお願いしております。

また、町長から、今定例会において職員に議会の経験をさせたいとの申出が

あり、職員が入場し、着席しております。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、1番、馬場高志議員の一般質問を許します。

1つの事項について5つの質問事項がありますので、1項目ずつ質問を願います。馬場高志議員。

馬場高志議員 1番、馬場高志です。議長の許可をもらいましたので、質問いたします。

いつも質問はたくさん毎回思いつくのですが、回答を考慮すると無駄な質問だと気づくことも多く、昨日の夜も修正だらけで今日が来てしまいました。

オリンピックを1か月後に控え、日の丸の活躍を渴望しつつ、本題に移ります。

5月10日の全協で、大木町地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業報告書を受け取りました。このことで5つ質問いたします。

1つ目、この報告書の費用はほぼ国の補助金とはいえ、すぐに役場ホームページのトップページからリンクで掲載すべきだと考える。

また、検討段階のプロジェクト内容を、パブリックコメント実施要綱第5条に沿って公表すべきではないか。

議長 答弁を許します。中村まちづくり課副課長。

まちづくり副課長 1番、馬場高志議員の一般質問についてお答えいたします。

町では、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現を図るため、2019年12月、大木町気候非常事態宣言を公表するとともに、2021年3月には環境省の補助事業を活用して脱炭素社会を実現するための具体的なロードマップを作成いたしました。このロードマップでは、町全体を再エネ100%にしていくことや災害に強いまちをつくること、また、地域経済や雇用の創出に寄与すること等を基本目標に掲げ、公共部門や産業部門、民生部門ごとに短期・中期・長期視点に立った目標や具体的な取組内容を整理したところです。

それでは、1つ目の報告書等の公表に関するご質問について答弁いたします。

昨年度作成しました報告書の公表につきましては、議員ご指摘のとおり、本来であれば作成後直ちに町民の皆さんへ公表し、脱炭素社会へ向けた2050年までの取組を共有すべきところでしたが、5月の議会全員協議会における説明と、そこで出てくるご意見を踏まえて公表することを予定しておりましたので、今月初旬、町ホームページ上での掲載を行ったところでございます。

また、前述のロードマップに沿いました再エネを活用した災害に強いまちづくりを進め、環境と経済の好循環を構築するため、現在検討しております大木町ゼロ・カーボングリッド構想につきましては、環境省の補助事業を活用するため、先月、計画策定に向けた実施計画書等申請書類を提出したところでございます。今後、事業が採択された段階では、速やかに構想内容を町ホームページに掲載したいと考えております。

脱炭素社会の実現には、町民の皆さんとの目標の共有が不可欠で、町民の皆さんとの協働により一步ずつ前進させていくことが大変重要であると認識しております。

このためには、町民の皆さんに対する温暖化の現状や温暖化防止に向けた取

組の情報提供につきましては、今後もさらに力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1項目めについての再質問ございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　本当そうですね。通告書を出したときは載っていなかったんで載せるべきだと書いたんですけども、実際に役場のホームページに載っていました。町民の方からもご意見をお伺いしました。あんまりここで内容は別として。

私は、新プロジェクトにおいては、投資効果としてはちょっと懸念があるんじゃないかなと。ただ、実質CO<sub>2</sub>ゼロになるなら事業としてやるべきだというふうに捉えております。どちらを優先して考えるべきか。私は、20年以上ずっと自分で商売をしていたのもあるので、どっちかという投資効率みたいなのを重視してしまいがちですけども、公表するという点に関しては、パブリックコメントを使わなくても、何かこの前研修があったロゴファイルのオンラインアンケートでしたか、ああいったもので、町で太陽光パネルの環境投資をするべきかくらいの軽いニュアンスで、具体的な内容でなくぐらいしていただければ、それらを参考にさらに深い議論になればというふうに考えております。

要望ですので回答は必要ありません。

次をお願いします。

議長　それでは、2項目めの質問をお願いいたします。

馬場高志議員　　2番目、東京大学特任教授の奈良林直氏のデータによると、2018年、日本国内にある太陽光発電能力は約56ギガワットで、中国に次いで世界第2位であります。

しかし、2016年の二酸化炭素排出ランキングでは、太陽光発電大国ほど削減ができていない、反対に水力や原発に頼っているノルウェー、スウェーデン、フランスなどが排出係数が少ない。つまり、太陽光発電は二酸化炭素排出削減にならないと断言されています。

また、私見ですが、コスト効率が一番いいのはやはり石炭です。そして石炭を使っても二酸化炭素を排出しないプラントも実際日本で稼働していると聞いております。

ただ、現実には世界的に石炭発電が禁止になりつつある中で、風力発電も含め総合的に環境問題に取り組むべきであるというふうには思っております。

ただ、環境に取り組めば取り組むほど経済が抑圧されてしまうという考えもあります。

報告書の中であった農業への脱炭素政策は、コスト的にも、もしくは制度的にも無理なものばかりです。CO<sub>2</sub>ゼロにするためには、一般家庭や農家の協力がぜひとも必要となります。

どうやってこの目標と現実の乖離を埋めるつもりか、担当課長のほうから答弁をお願いします。

議長　　答弁を許します。中村まちづくり課副課長。

まちづくり副課長　　2つ目の馬場議員のご質問に対し答弁させていただきます

す。

議員ご指摘のとおり、2020年10月、菅総理は、2050年までに、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すと高らかに表明されました。

これを受け、国の関係省庁では、2050年までのカーボンニュートラル達成を目指す地方自治体の取組を後押しする制度を次々と創設し、全国の自治体も様々な脱炭素に向けた取組を加速化させております。

また、本年4月に開催されました気候変動サミットにおいて、世界最大の石炭消費国である中国は石炭消費を2026年からの5か年で段階的に減少させるとの方針を明らかにしております。

温室効果ガスの削減目標は各国差があるものの、再生可能エネルギーを拡大しなければならないということはもはや世界の共通認識であり、限りある資源である化石燃料への依存を可能な限り削減していく必要がございます。

農業分野における脱炭素に向けた取組といたしまして、国も様々な施策を打ち出しております。

農林水産省では、営農型太陽光発電を推奨しており、これはソーラーシェアリングとも呼ばれ、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組でございます。作物の販売収入に加え、売電による収入や発電電力の自家消費により、農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大や6次産業化の推進が期待できるものでございます。

また、先月5月には、CO<sub>2</sub>の排出量が少ない有機農業の面積を、2050年までに現在の40倍超の100万ヘクタールとすることなどを柱とする新たな戦略を取りまとめております。

さらに民間では、農機具販売大手の株式会社クボタは、本年2月、令和3年から5か年の中期経営計画を発表し、この中で社長直轄の経営戦略会議を設置

し、農業・建設機械、水質浄化などの事業で脱炭素に向けた取組を推進し、ディーゼルエンジンを搭載する農機・建機の電動化等を通じ、農業や建設業で排出される温室効果ガスの削減を進めるとしております。

このように、農業分野でも脱炭素に向けた取組は加速しており、本町といたしましても、JAや農業委員会のほか、商工業分野では商工会等と連携・協力し、脱炭素に向けた働きかけを強化してまいります。

このロードマップは、冒頭に申し上げましたとおり、中長期視点に立った目標や具体的内容を整理したもので、一足飛びにはまいりませんが、着実に目標の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、2項目めについての再質問ございますか。

それでは、3項目めの質問に移ってください。

馬場高志議員　3つ目の質問になります。

太陽光発電は24時間の6時間でしか発電ができなく、日中ということですね、1日の中の25%に過ぎない、また、天気になる確率はおおむね50%ぐらいだとして、実質1日12%から13%ぐらいの発電率になるかと思えます。

つまり、稼働率が低く導入コストが高い。新プロジェクトで電気の自給率を高めるのはいいが、費用対効率でいうとすこぶる悪い。元が取れるかどうかの時期に買い換えるになるリスクが大きい。

例を挙げると、私がパラオに住んでいるときに、国の予算で太陽光発電パネルを国立病院の駐車場に屋根をつけて設置、いわゆるカーポートですね、規模としてはちょうどこの役場周辺と木佐木小学校ぐらいです。形も多分、この計

画の中にあつたものとはほぼ同じようなやつでした。それと、メイン道路の街灯に太陽光パネルと蓄電池をつけて自己発電にしていました。こちらはニュージールランドの業者の納入で、億単位の予算規模でした。

しかし、私が住んでいるときでも、二、三年すると、海が近いので蓄電池の故障が多発、結局設置して6年後には電線をつないで、太陽光パネルは飾りになってしまいました。

蓄電池もそうですが、太陽光を直流から交流に換えるパワコン、これ耐用年数約15年ぐらいかと思うんですが、も定期的に交換が必要と思います。そういったメンテナンスコストは予測よりも増えるものですので、台風といった災害が多い地域でもあります、また、売電もできるような計画ですが、そもそも2018年ぐらいから日照条件がよい太陽光パネルが普及している九州においては、春に電力が余っており、火力発電を止めて調整をしているような状況があります。

メンテナンスコストや九州の電力需要を考えると、電力を生むことよりも、単にZEHのような消費効率をよくするほうに重点を置いたほうがいいのではないか。

以上、質問になります。

議長 答弁を許します。中村まちづくり課副課長。

まちづくり副課長 馬場高志議員の3つ目のご質問であります、電気をつくることより消費効率をよくするほうに重点を置いたほうがよいのではないかとということにつきましてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のように、エネルギーの消費効率をよくすることはCO<sub>2</sub>の排出

削減のために非常に重要な取組で、ゼロエネルギー住宅（ZEH）は、まさに高断熱・省エネ・創エネを兼ねそろえた、災害にも強く、年間エネルギー消費量の収支をおおむねゼロ以下にする住宅でございます。

このZEHにつきましては、国も補助金を交付するなど推奨しており、本町といたしましても温暖化防止対策の一環として現在推進しているところでございます。

太陽光発電システムの導入コストにつきましては、数年前と比べますと安価になり、今後はさらに低下してくることが予想されております。しかしながら、FIT買取り価格も低下しておりまして、これからは売電を主体に考えるのではなく、できるだけ自給したほうがメリットが大きくなっていくものと考えられております。

また、太陽光発電システム導入の手段の一つといたしましてPPAモデルの導入が広がっております。これは第三者所有モデルとも言われており、電力の需要家がPPA事業者に敷地や屋根などのスペースを提供し、PPA事業者が太陽光発電システムなどの発電設備の無償による設置及び運用・保守を行うものでございます。

また同時に、PPA事業者は発電した電力の自家消費量を検針・請求し、需要家側はその電気料金を支払う仕組みとなっております。契約満了後には、設備が需要家へ無償譲渡されるケースもあるようでございます。

さらに、蓄電池も同時に設置することで、停電時に電気を利用することが可能となっております。

このPPAモデルを活用した事業につきましては急速に拡大しつつあり、主に地方自治体、民間事業者等を対象に国も補助を行うなど促進を強化しておる状況です。

このように、導入コスト、メンテナンスコストも考慮した施策が次々と展開されており、再生可能エネルギーによる創エネと併せて省エネにも今後取り組んでまいりたいと考えています。

ちなみに、議員、以前居住されておりました美しい海が広がる魅力的なパラオ共和国における現在の電力事情について調査を行いましたところ、2018年現在では、パラオ共和国国内の電源構成はほぼディーゼル発電が占め、総発電量に占める再生可能エネルギー源発電量は太陽光発電設備による8%となっております。

同国政府は、気候緩和・適応目標の達成のため、2015年には国家エネルギー政策を改定するとともに、2017年度にはパラオエネルギーロードマップを作成いたしております。この政策、ロードマップでは、太陽光発電所建設と蓄電池導入を進め、国内総発電量に占める再エネの比率を2025年度までに45%に引き上げることを目標とすることを表明いたしております。つまり、現在の主力電源であるディーゼル火力発電を大幅に減らし、再生可能エネルギーの大規模導入に切り替えようとするものでございます。

また、同国政府は現在、目標達成のため、日本（JICA）はもとより諸外国のエネルギー分野における技術事業者と様々なプロジェクトを敢行しているとのことです。

なお、この内容につきましては、在パラオ日本国大使館に確認させていただいたことを申し添えたいと思います。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、3項目めについての再質問ございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　何かわざわざパラオ大使館まで連絡をしていただいたということで、うれしくもあり、何か懐かしいなと思ったところです。

パラオ大使館は海の前で、すごいきれいなところであって、私もパスポートの更新なんかでよく利用させてもらいました。

パラオでの導入に関しては、主な理由としては、おっしゃったように発電がほとんどディーゼル発電機で、日本の融資で行われていたんですけれども、ちょうどそのとき、12年前ぐらいで、石油の価格が今の倍ぐらい上がった時期だったんですよ。なんで、石油が上がったのでディーゼルも値段が上がって、私たちも電気代が本当倍ぐらいに上がっちゃって、これはどうにかせなあかんということで、太陽光の発電を増やしていこうということになったというふうに記憶しております。

話、戻します。こっちのほうに戻します。

それでは、マイクログリッド案、新しい計画、全協でいただいたこの資料と前にもらった報告書、ロードマップの資料、この2つを基に検証してみました。

このプロジェクトによって、1つ目はCO<sub>2</sub>がゼロに果たしてなるのかというのと、2つ目、費用対効果、ちゃんと理屈が通っているのかという2点で検証をしてみました。

何か私がばあっと言っても、資料とか用意していないんで分からないかもしれないんで結果だけ聞いていただければいいと思うんですが、まず、この報告書の中で、大木町の年間のCO<sub>2</sub>の排出量は、これまでの取組を含んだ上で残りが8万トンぐらいあるという試算でした。

こちらの新しいプロジェクト案では1,450キロワットが発電可能だという数字になっていました。これに1日8時間、日照時間を掛けて、晴れか曇りか50%だと仮定して0.5を掛けます。それにさらに年間の発電量を測るた

め365日を掛けます。それに九州電力のCO<sub>2</sub>排出係数というのを、これこ  
っちの資料についているやつなんですけれども、0.463キログラムを掛け  
ると約98万キログラム、この数字が太陽光パネルで二酸化炭素が削減できる  
数字になるかと思えます。1,000キログラムが1トンですので、980ト  
ンのCO<sub>2</sub>削減効果が年間あるというような計算になるのかなというふうに思  
っております。

大木町のCO<sub>2</sub>の排出量が年間8万トンある。この削除できるであろう98  
0トンを割ると81なんですけれども、何が言いたいかというと、このプロジ  
ェクトを81個置かないとCO<sub>2</sub>がゼロにならないという試算になったわけ  
です。ちょっと間違えていたら後で指摘していただきたいなと思うんですが。

あと、2つ目の費用対効果の観点で検証もしています。

それは、こっちの青い資料のほうの最後のほうのページにあった事業採算性  
の検討というところの資料によりますと、これはあくまでも概算と書いてあ  
ったので実際の業者の金額じゃないという説明は分かっております。その上で計  
算をしてみました。

そこにある資料だと1億6,500万円の町の負担です——あとは国とか県、  
国だったと思うんですけれども——を15年で減価償却する前提で書いてあり  
ました。その中で12年ぐらいで投資が回収できるという目安になっていまし  
た。

つまり、12年以降3年間は利益が出るというふうに私は捉えました。ただ  
し資産価値は数字上はゼロになってしまっているという計算だったかと思いま  
す。

15年後の施設の買換えに同じく5億円がかかるとすると、結局15年で1  
億円しか利益が出ていないため、新たにまた15年後に4億円が必要になると

ということになります。その時期には補助金がない可能性も多く、財政圧迫の要因になるのではないかと、もしくは道の駅のEV充電器や風力発電機のように放置されるのではないかと、これこそが未来の子どもたちにツケを残すことになるのではないかと懸念するが、副町長の答弁を求めます。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 馬場議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、CO<sub>2</sub>の排出量について試算をいただいております分について、実は今回、役場周辺のマイクログリッドをするに当たって実際にどのくらいのCO<sub>2</sub>が削減できるだろうかというような試算をしておりますので、その試算からしますと馬場議員が試算されている分よりも随分低い形になります。これにつきましては、今、私が見ているところでいきますと年間に1,000トンぐらいの削減効果というような形であります。

今まで町の太陽光の取組とかで町内にもいっぱい、今、太陽光が設置されておりまして、この太陽光の発電のCO<sub>2</sub>の削減効果が約5,000トンということで資料の中には試算が出ておりますが、それからすると5分の1ぐらい。今回の取組については、今まで取り組んできた分の5分の1ぐらい一気にCO<sub>2</sub>の削減の効果が出るというようなこととなりますが、町全体の総量からすると全然まだまだということになります。

これは、町内で事業活動されているとか生活されている形からすれば、大体年間9万トンぐらいのCO<sub>2</sub>が町内から排出されているというデータが出ておりますので、車に乗るだけでCO<sub>2</sub>がどんどん出てきますし、そういうものからすればまだまだ取組というのはこれからずっと継続していかないとはいけない

という形になるかというふうに思います。

ただ、温暖化対策については、先ほど中村副課長が申し上げたとおり世界共通の課題でして、今はもう待ったなしの状態と。これに取り組むことが非常に重要だということは国のほうも答弁していると。国を挙げて温暖化対策に取り組んでいくという状況において町はどうするんだと。町もやっぱりしっかり取り組んでいく必要があるということで、今、目標を掲げながら取組をしているという状況にあります。

それと、ご心配の経費の試算もしていただいて本当にありがとうございます。今回のマイクログリッド事業は、この周辺の公共施設を全て再生可能エネルギーで賄うと、蓄電池まで入れて賄っていくという事業費の概略の試算としては5億円ぐらいかかると。3分の2の国の補助がつけば、残りの1億6,500万円が自己負担で取り組まないといけないと。この1億6,500万についても町の単費で、要するに単独の費用で取り組むという考えは毛頭ありませんで、民間の事業者さんとかにも呼びかけて資金を集めながら取組を検討していきたいという考えです。

これも申し上げますと、今、世界の流れとしましては、ESD投資という投資が一般的に言われますが、環境投資、環境に配慮した企業じゃないと投資家が投資してくれないという時代に進んでいるという状況があります。これを捉えて菅首相も今年1月の所信表明演説で、世界に3,000兆円と言われますこの環境投資の資金があると、これを呼び込みながら国の温暖化対策を前に進めていきたいというようなことも言っていますし、さらに、最近出ましたけれども、国が温室効果ガスの排出ゼロに向けた工程表、地域脱炭素ロードマップというのを公表しています。その中では、脱炭素に取り組む自治体向けに複数年にわたり包括的に支援するスキームを構築するということを明記しています。

その新たな財政支援の対象としては、全国に100か所以上の先行地域というのを指定して、そこに集中して財源の面倒見ていこうというようなことも打ち出しておりますので、今、世界も動いていますし、日本の国内もそういう脱炭素に向けて大きな動きになってきたと。

今、大木町は先に捉えながら動き出しておりますので、この動きを今やっておかないと、乗り遅れじゃありませんけれども、取組自体は、今、動きを加速化させるということは非常に重要じゃないかというふうに私自身は捉えております。

もちろん、町だけの財源でこういう町のゼロ・カーボンが達成できるのかと言われますと、町の財政も非常に厳しいんで、それだけで達成できるということは到底考えられませんので、いろんな、先ほど中村副課長が言いました、事業者のほうは今はP P Aモデルということで、企業のほうが各家庭の設備費を全部企業持ちで太陽光パネルを乗せて、その電気代を払ってもらうことで10年間でその家庭に太陽光を払い下げるといような事業が一般的に行われるようになってきていると。

そういう流れとかもつかみながら、新たな技術革新もあるでしょうし、国の財政的な支援というのも今後大きくまた変わってくるというような状況がありますので、そのあたりの全体の情勢というのを見ながら、今、待ったなしの状態ですので、取組についてはしっかりと知恵を絞りながら取り組んでいかないといけないというふうに考えておるところです。

以上で、馬場議員の質問に対する答弁を終わります。以上です。

議長　それでは、3項目めについての最後の質問ございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　冒頭、試算が全然違うということで、私の計算だと980トンぐらいの削減だけれども、副町長、2,000トンでしたっけ。1,000トン。あ、じゃ大体似たようなものですかね。

そしたら、1,000トン、でもやっぱり結局さっき計算したとおり80個近いこのプロジェクトサイズの規模を設置しないとCO<sub>2</sub>ゼロにならないかと思うんですよ。たしかCO<sub>2</sub>ゼロを目指すのが2050年だったかと思います。あと28年ですか。その28年で80個も設置できるのかと。少なくとも国の補助がなければ5億円ですか。80個したら何ぼになるんですか。400億ですか。そんなのを設置してしまったら、それこそさっき言われた財政破綻になるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長　答弁者は。

馬場高志議員　副町長にお願いします。

議長　答弁を許します。益田副町長。

副町長　馬場議員の質問にお答えしたいと思います。

これから、馬場議員おっしゃるとおり、大木町で再生可能エネルギーを広げていこうとすれば太陽光というものが一番有効だとは言えると思います。ここ、大きな川もないんで水力とか、風もないんで風力とかというのは非常に難しいと、太陽光がベストだろうと。その太陽光を設置していくのに、これから先、大木町で排出するCO<sub>2</sub>を賄うだけの太陽光を設置するには物すご

いお金が必要なんじゃないかと言われている内容かというふうに思います。おっしゃるとおりだというふうに思います。

この分については、町の経費で全てを設置するということ自体は到底当初から無理ですので、そこに外部の資金を引っ張ってこないといけないというふうに考えています。既にP P Aモデルと言われます先ほど説明しました取組については、大手の事業者とかが手を上げて、やらせてくれというようなお声もいただいておりますし、町民の皆さんのメリットになる事業ということを見極めながら、その分についてはP Rをさせていただきたいというふうに思っています。そういうふうに民間の投資を巻き込みながら少しずつ再生可能エネルギーを広げていくという考えでおります。

それと、民間の投資というのも、今まで環境の先進地として取り組んでいる実績があって民間側からのお声がけをいただいているんだろうというふうに思います。これについては、今、全国が血眼になってこういう温室効果ガスゼロに向けた取組というのをやろうとしておりますので、ここの部分については、どこが先にやるか、それに対して国も支援をするということで、財政的な支援も行うということで明言しておりますので、ぜひこの流れに乗り遅れないように取組をやっていききたいというふうに思っているところです。以上でよろしいですか。

答弁を終わります。

議長　それでは、次に4項目めに移ってもらってよろしいですか。馬場高志議員。

馬場高志議員　世界が日本がではなくて、町のためにぜひお金を使っていた

だきたいなと思ったところです。

では、4つ目、中部大学教授の武田邦彦氏は、かなり大ざっぱですが、石炭火力発電は石炭10を使って電気1キロワットアワーをつくっているとして、太陽光発電は石炭40から電気4キロワットアワーを使って太陽光パネルを生産して電気を1キロワットアワーつくっているという調査データを出しています。つまり、石炭火力発電より4倍の石炭を使って太陽光発電をしていることになります。

ロードマップにおけるCO<sub>2</sub>を算出する上で、太陽光パネルの生産過程も算出すべきではなかったのか、担当課長にお願いします。

議長 答弁を許します。中村まちづくり課副課長。

まちづくり副課長 馬場高志議員の4つ目のご質問であります、太陽光パネルの生産過程におきましてもロードマップに算出すべきではないかにつきましてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、太陽光発電では燃料を必要としないため発電中はCO<sub>2</sub>が発生いたしません。しかしながら、太陽光パネルを製造、運搬し、設置する過程におきましては当然ながら一定のエネルギーが必要で、これに伴いましてCO<sub>2</sub>も排出されます。いわゆる発電以外のところで排出される間接排出というものでございます。この間接排出は、現在のところ、どのような発電方法であっても完全にゼロにすることは難しいと言われております。

しかしながら、現在の製造技術では、短期間で製造過程で排出されるCO<sub>2</sub>排出量を上回る太陽エネルギーを得ることが可能となっております。

また、今後の太陽光パネルの生産プロセス、技術革新が依然可能であること

を踏まえますと、太陽光発電でのCO<sub>2</sub>間接排出はさらに減少していくものと期待を寄せているところです。

したがって、一般的には、太陽光パネル自体の生産過程におけるCO<sub>2</sub>排出量等につきましては記載しないことが通例となっております。貴重なご意見ありがとうございます。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、4項目めについての再質問ございますか。ない。

それでは、最後の5項目めについての質問をお願いします。馬場高志議員。

馬場高志議員　今回も国の環境省の指導が大きく先行していて、十分な町民との議論がないまま太陽光発電事業が検討されているかのように思えました。

報告書には、ロードマップ策定委員会5名と町民会議で4回の協議があったと示されていました。実際には、どのような参加者でどのような意見があったのか、詳細を教えていただければと思います。

議長　答弁を許します。中村まちづくり課副課長。

まちづくり副課長　馬場高志議員の最後のご質問でございます町民会議の参加者及び意見等に関しましてお答えさせていただきます。

昨年度におきまして、策定委員会4回、町民会議3回を実施しておりまして、町民会議では地球温暖化防止推進委員1名、農業分野から3名、商工業分野から2名、公募4名、計10名の皆様方に町民代表としてご参加いただいております。

会議での主な意見といたしまして、1つに、取組の推進に向けた広報の必要性、あるいは取組に関するメリット、また、農業等各分野に向けた展開策など、町民目線での様々なお意見をいただいたところでございます。

今回の報告書は、このような町民会議でのご意見を踏まえながら作成に至ったものでございます。

今後におきましても、町民の皆さんと目標を共有し、どのようにしたら目標を達成できるのか、引き続きご意見もお伺いしながら施策を展開してまいりたいと考えております。

加えて、公共施設のZEB化や住宅のZEH化推進に対する支援など、災害に強いまちづくりを推し進めるとともに、生活環境及び自然環境の保全を図りながら、次代を担う子供たちにツケを残さない、まちづくりにも資する地域資源を活用した再生可能エネルギーへの転換を促進し、国際社会の一員として、町民の皆さんや事業者の皆さんと連携・協力しながら、一体となって温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、5項目めについての再質問ございますか。なし。

それでは、全項目全て終了いたしましたけれども、何か一言申し添えておきたいこととかないですか。

町長から申出がありますので答弁を許します。境町長。

境町長　馬場議員のご質問、全体的なところで私のほうからご回答申し上げたいと思います。

いろいろ具体的な事例をお示しいただきましてご指摘いただきまして、あり

がとうございます。

ただ、1つ、馬場議員、全体の質問の中でご理解いただきたいのは、2050年に町全体としてカーボンゼロを目指すということと、今回ご提案申し上げている公共施設、役場を含むこの辺のマイクログリッド計画というのは全く別のものとして考えていただきたい。もちろん、マイクログリッド計画というのは、2050年ゼロに向けてのまず最初のモデル的な取組として取り組んでいくわけですが、その延長線が2050ゼロではないというところで、それを一体化して考えるということではなくて、別物としてまず捉えていただきたいと。

まず、町としましては、2050年にカーボンゼロを目指すに当たり、公共施設周辺においてまずゼロを目指すための仕組みをつくらうと。これに関しては、当然、馬場議員ご指摘のように費用対効果、当然、町が負担するのであればその負担に見合うだけの効果は絶対担保しなければいけないと。そのためにどういうふうにしていったらいいのかというのは、これから議会の皆さんとご相談しながら一つ一つ確認をしていきたいというふうに思っているということであります。

この見通しについては、意外と見通しは得られるんじゃないかと。たとえば、たとえば町が補助残分を負担したとしても恐らく十二、三年ぐらいでは回収できる見込みでありますし、太陽光発電、償却期間は15年でありますけれども、使用期間はもっともっと使用できるはずですから、そういう意味では投資効果としてはかなり得られるんじゃないかという見通しは持っていますけれども、これについてはもう少ししっかり具体的に検証していかなければいけないのかなというふうには思っております。

そういうことについては、今後、議会の皆さんとしっかり検証しながら事業

の検討を行っていききたいということで、まずご協力をお願い申し上げたいと思います。

それと、世界が2050年にカーボンゼロを目指す、国も菅首相が2030年までに46%削減する、2050年までにゼロを目指すという表明をされました。

ただ、残念ながら多くは、世界、日本を含めて、じゃその2030年までに半減させる、もしくは2050年までにカーボンゼロを目指すに当たっての具体的なロードマップが残念ながら今のところ描けているわけではないというふうに考えています。

本町におきましても、2050年ゼロを目指していく詳細な例えば費用であるとか効果であるとか、そういうところまで十分検証できているかというところ、まだそういう段階には至っていないというふうに考えています。

ただ、ゼロを目指すための総合力、いろんな対策が考えられると。1つは、今回のグリッド事業のように公共施設周辺のまずカーボンをゼロにしていこうというのが1つの取組でありますし、先ほど家庭のCO<sub>2</sub>をゼロにするために省エネ化、ZEH化ですよね、省エネ対策をしっかりとやってエネルギー効率を高める、もしくは家庭に太陽光発電であるとか蓄電池を設置していただいて基本的に再生可能エネルギーで自給をしていくとか、さらには電気自動車を導入するとか、また、産業部門でいえば、例えばキノコであればPPAモデルとかでも十分採算取れるというふうに言われていますのでそういうことを推進していくとか、イチゴであれば暖房等をどう再生可能エネルギーを使っていくかというのは当然検証していかなければいけないというふうに考えております。いろんなところで、これから具体的な取組を考えていかなければいけないというふうに考えているところがございます。

ちなみに、太陽光発電に関しては、大木町の実績として大体1キロワットの太陽光発電をつけると年間に1,200キロワット発電をいたします。大体キロワット当たりの設置費が20万円程度とされていますので、電気代が25円程度だとすると年間の電気代の回収としては50万から60万ぐらいの電気代削減ができるというふうに考えられるかなというふうに思っています。

そういう意味では、太陽光発電というのかなり安くなってきていますし、当然、固定買取制度の買取単価はかなり下がってきていますけれども、そうじゃなくても電気を買わずに自分ところで消費するという考え方でいけば投資回収というのは十分可能な、そういう段階に来ているのではないかなというふうに考えています。

そういうところで、今後、当然できるだけ費用対効果を高め、町の過剰な財政負担は避けながら、その中で町全体としてどういうふうにカーボンゼロを目指していくかということは本当に知恵の出どころ、それは大木町のこれまでやってきたところの延長線でありまして、町民の皆さんと知恵を出し合ってそういう仕組みをつくっていくということが必要ではないか、そのためにも町民会議等の延長としての町民の皆さんとの議論等も必要ではないかというふうに考えているところです。

すみません、ちょっと付け加えになりますけれども、以上で終わります。

議長 町長、答弁してしまいましたんで、何か先ほどの答弁に対してありますか。馬場高志議員。

馬場高志議員 先ほどの話の中で、実際15年よりももつだろうという話があったんですけれども、一応私としても太陽光パネルは30年ぐらいで計算が

たしかされてあったと思うんですよ。二、三十年ぐらいですね、耐用年数が。なんで、30年で太陽光パネル計算して、蓄電池15年として、計算式はちょっと時間がないんで言いませんけれども、30年後まで計算してもやっぱり元本割れするんですよ。元本割れというか、30年で4億5,000万ぐらいの利益は出せるんですけども、結局また30年後に入れ替えるときに5億ぐらいかかるので、5,000万ぐらい足りないという試算になったんですよ、私のは。

だったら2億円、元本保証の日本の国債30年買ったほうが全然7%で、商売人の感覚からするといいんじゃないかなというふうに思ったわけですが、思いを述べただけです。

以上になります。

議長 以上で、1番、馬場高志議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、益田隆一議員の一般質問を許します。

ちょっと長時間にわたりますけれども、時間の関係でよろしくお願いたします。

益田隆一議員 議席番号7番、益田隆一でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問いたします。

今回は、脱炭素に向けた本町の取組における災害対策においてお尋ねします。

いまだ衰えを見せない新型コロナウイルス関連問題は、もはや災害と呼んでも過言ではないと思う今日です。同じ災害でも、町では毎年のように懸念される大雨による豪雨災害は、例年よりも早い梅雨を迎え、大雨のたびに不安を感じる町民の声も数多く聞こえてきます。

災害による町民の不安解消を早急に望む中、本町では、脱炭素に向けた取組の中で、災害に強いまちになり得る方針、大木町ゼロ・カーボングリッドを打ち出していくと聞いております。

再生可能エネルギー100%のまちづくりに取り組み、そのエネルギーを取り入れながら、災害に強くなるというこの施策を町民に分かりやすく理解してもらえるよう、大木町ゼロ・カーボングリッドとはどういったものか、もっと具体的に説明してもらえるよう質問いたします。

議長　それでは答弁を許します。益田副町長。

副町長　7番、益田隆一議員の一般質問にお答えいたします。

まずもって、益田議員におかれましては、福岡県地球温暖化防止活動推進員として、平成25年4月の着任以来本年3月まで、8年間という長きにわたり、地球温暖化対策に関する知識の普及及び温暖化対策の推進にご尽力をいただいたことに改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、益田議員がおっしゃるとおり、近年は毎年のように豪雨災害が発生しており、梅雨時期を迎えて町民の皆さんの不安も一段と高まっているのではないかと拝察いたします。

町としましては、山ノ井川の堤防かさ上げ工事を急ぐよう県に働きかけるとともに、水没しやすい道路のかさ上げ工事を昨年度から進めているところです。

また、幹線水路の先行排水を実施してクリークの平地ダム機能を生かすなど、できる限りの対策を講じて被害の未然防止につなげていきたいと考えております。

また、このような異常気象が頻発する原因は地球温暖化の進行にあると言わ

れおりました、町では、この状況に正面から向き合い、後世代にツケを残さない社会づくりを進める意思表示として、2019年12月に気候非常事態宣言を議会の同意を得て公表をいたしました。

そして、その具体的な取組を整理するために、昨年度、脱炭素型地域づくりモデル事業としてカーボンゼロに向けたロードマップづくりに着手し、その中で、まず町が優先的に取り組むべき事業として大木町ゼロ・カーボングリッド事業を打ち出したところでございます。

現在、この事業を前に進めるために、国の補助事業を申請中でして、6月下旬の採択結果を待って、採択された際については総力を挙げて詳細計画の策定に取り組んでいきたいというふうに考えております。

さて、この大木町ゼロ・カーボングリッド事業ですが、内容は、公共施設が集中する町の中心部に再エネ100%の自営線マイクログリッド、これは分散型電源による小規模電力系統という意味になりますが、このマイクログリッドを構築するというものです。

現在、町からアクアスまでのエリアには公共施設が集中しているにもかかわらず、個別に電力の需給契約を結んでおりますが、この一体を自営線で結んで需給契約を1つにまとめる、これだけでも随分効果が出るわけですが、あわせて施設の屋根や駐車場、空き地などに太陽光と蓄電池を整備して電力の自給・調整機能を持たせるということで、大幅な電力消費量と電気料金の削減に結びつけようというものでございます。

また、災害時の非常用電源も一体的に確保できるため、災害に強いエリアが構築できることとなります。

事業規模としては、現時点で、太陽光発電が1,450キロワット、自営線が1,200メートル、蓄電池が2,500キロワットアワーを想定しており、

約5億円の事業費を見込んでおります。国の3分の2の補助を獲得できれば、実質負担額は1億7,000万円程度となり、事業採算性を見れば約12年で投資回収できる見込みとなっております。

さらにこれを、民間事業者や地元金融機関等を巻き込んだ事業体を組成して、専門的な人材を育成しながら構築、管理運営できるスキームを検討していくこととしておりました。できるだけ町の負担を小さくしながらも、レジリエンスの強化や新たな雇用の場の創出、再生可能エネルギー自給エリア拡充を確実に前進させていきたい考えでございます。

現在、役場からアクアスまでに7つの公共施設がありますが、その電気料金は年間3,000万円を超えておりました。この自営線マイクログリッドが構築できれば、大幅な電気料金削減が可能となり、再エネ100%エリアをさらに横展開していくためのベースが整うということになります。また、この取組を新たな環境のコンテンツと位置づけることで、農の魅力と相まって、エコツーリズム、ワーケーションや移住定住促進にも結びつけ、環境と経済の好循環につなげていきたい考えでございます。

具体的には、先ほど申しましたとおり、計画の採択が6月末ということになっておりますので、採択後に専門家等を交えて検討していくことになる予定でございますので、その際には議会をはじめ町民の皆さんに改めてご報告をさせていただきます。協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、7番、益田隆一議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、ただいまの答弁について再質問ございますか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　　まず、おわびから入らせていただきたいんですが、皆さんに添付しています添付資料で記入間違いがございましたので、お知らせいたします。

資料1と3、まず1枚目のところのエクセルの数字を書いている部分なんですが、太陽光取得価格、償却率1年目、その下に、3行目に、償却は取得価格の5%が限度、「（この場合は300万円となる）」、この部分、そっくりそのまま省いていただいてもいいですか。

2枚目も同じように、「（この場合は300万円となる）」というのを全項目書いていますので、これは間違いでございますので訂正いたします。

では早速、先ほどの2回目の質問になりますが、なかなか面白いというか、タイミングというか、前者としては太陽光についての慎重派の質問だと思えますが、私は、町としてゼロ・カーボングリッドを進めていると、私もどちらかという環境推進派なんで、全面的に応援というわけじゃないんですが、私も一応それなりに調査して、提案できるところは提案したいなと思うところがございます。

ゼロ・カーボングリッドといってもいまいち正直ぴんとこないというか、どうも横文字を使いたがるどこかの知事さんではないんですけれども、本町は横文字の団体、その施策が大変多いように感じる場所なんですけれども、名称はともかく、この取組の内容としては、大木町がこれまで培った経験の集大成を基に、2050年度、先ほども町長、副町長おっしゃられました、日本を代表する環境先進自治体を目標とした町長の意気込みを感じます。

この施策の中で最も重要となるのが再生可能エネルギーと思いますが、先ほどの答弁の中にもありましたが、どうやら太陽光発電が鍵となりそうです。以前にも議会で質問した経緯がありますが、先ほど出ましたけれども、この立派

な冊子、これです、1,000万をかけたソフト事業で出来上がったモデル形成事業報告書の中では、再生可能エネルギーは太陽光以外にもバイオマス発電も掲載されておりました。確かに本町の地の利を考えると太陽光発電が望ましいと思います。しかし、本町には、山林でも里山でもなく、地の利に影響されないバイオマス資源の賦存量がかなりあることと思います。

皆さん、何やろうなと思いながら気になってらっしゃったと思うんですけども。早速。これですね。食していただくとまずいんですけども、これ何だと思いますか。多分、大木町に住んでいると毎回見た——1回じゃないでしょうね、縁のある方はずっと縁のあるものだと思うんですけども、木質ペレット。これエネルギーなんです。これ何でできていると思われませんか。分かんないですよ。答えを言ってもらおうと困るんですけども。キノコの廃菌床。分かりますか。キノコをもいだ後に出る、瓶の中に入っているおがくずです。キノコというのは大体7対3の割合で、3ぐらい取ったら残り7割は大体廃棄処分。その元なんです。廃菌床、つまりキノコをもいだ後に出るおがくずでつくったペレットは、詳細を言いますと、このペレットは廃菌床50%と隣の大川市の木工関連で出る木くず、これを50%合わせたハイブリッドなんですよ。

大木町で大体年間1万5,000トン以上出ると言われている廃菌床と、隣の大川市は1日16トンぐらい木工の木くずが出ると聞いております。お互いに出る木くずを、廃棄処分するものをエネルギーにすると何かなるんじゃないのかなと私は思って独自でつくりました。

これについて話させていただくと、今を遡ること約10年前の東日本大震災で自分に何かできないかと思ひまして、エネルギーの大切さを実感した私は環境のまち大木町でできることは何かと考えました。まるで邪魔者扱いされ、無造作に農地に積んでいる廃菌床を見て、キノコ業者も処分に困っていると聞

き、町に貢献できることはこれをエネルギーに利用するしかない、エコのエの字も知らなかった私は環境分野を勉強しました。

バイオマス研究会の発起人である叙勲を受賞された長田先生と言われる方がおられるんですけれども、その方に教えを乞い、先生いわく、木は燃えるとCO<sub>2</sub>を出します、しかし燃やさずにそのまま放置しておいて堆肥になったとしても同じCO<sub>2</sub>を出すことになる。だったら燃やしてエネルギーに換えたほうが効率がいいんじゃないかと。

私はその言葉を信じて木質バイオマスの無限の可能性に賭けました。そこで、8年前に高知にあるペレット製造メーカーの門をたたき、廃菌床をペレットにしてくださいと頼み込み、これができたものなんであります。これ8年前のものなんです。実際に九州大学に依頼して燃焼効率を測ったところ、通常の木質ペレットとは全く変わらない燃焼効率があると。報告書もいただきました。

そこで、当時、環境プラザに決してお世辞にもきれいな事務所とは言えなかった環境課がありました。当時課長であった境町長に必死にアピールしたことを思い出します。覚えてらっしゃいますか、町長。

何が言いたいかというと、私の個人的な意見を述べさせてもらえば、太陽光発電を絶対的に推奨するわけじゃないんです。本来であれば、カーボンニュートラルを考えると、木質バイオマスを燃やす発電が一番望ましいと考えています。ただ、しかしコストが合わないと、全国的に普及しない現実を見ると、そういった大きな要因があれば持続する可能性は低いんじゃないのかなと思います。

先ほど副町長もおっしゃられていましたけれども、世界的に見てもSDGsの重要性、立地を考慮し、現状ではコストに合わないことを考えると、本町ではバイオマスに関しては持続可能でいくのは簡単ではないと言わざるのではない

いかと。個人的にはバイオマスの可能性を信じているんですけども、泣いて馬謖を斬るということはこのことですけども、泣いてバイオマスを切ります。

いろいろ、風力、地熱、水力、バイオマス、再生可能エネルギーの数ある選択肢の中で、大木町の地の利を考慮し、今現在で一番効率がよく、コスト面でも十分検討でき、国からの補助が得られる可能性が最も高く、世界、そして国が太陽光発電にかじを切っている中、本町が目指すゼロ・カーボングリッドの構想に欠かせないエネルギーというのは、そしてスピード感を持って計画を進めないことの今現状の中、そのよしあしを議論することはそれすら時間をもつたないのかなと考えます。今は一刻も早く、2030年までに掲げている中長期ロードマップ、残り10年を切っている状態で、すぐにでも取り組む必要があると思います。

大変遠回りになりましたけれども、これまでの話を踏まえて私の個人的な考えで申し上げれば、再生可能エネルギーは太陽光発電に重点を置かざるを得ないと。さらには、災害対策にも十分対応でき、かつすぐにでも取り組むことができるのは、何度も出ています第三者所有者型のPPAモデルだと思います。

先ほど何度も説明がありましたけれども、PTAは聞いたことありますけれどもPPAは聞いたことないと。あえて簡単に繰り返し申し上げますと、PPAモデルというのは屋根を貸したことによって電気代が安くなる、さらに自然エネルギーを使うことができ、10年後には太陽光パネルが自分のものになると。売電収入は自分の懐に丸々入ると。正直デメリットがあまり感じ取られず、メリットのほうはかなり大きいと。何度も先ほど答弁に出ていましたけれども、今、全国的に見ても、どれを比べても似たり寄ったりの同じようなPPAモデルの事業者ばかりだと思うんですけども、私もそれなりに調査いたしました。

ただ、灯台下暗しといいますか、注目すべきは隣の八女市にある、知っている方は知ってらっしゃると思うんですけども、株式会社アズマと八女エネルギーが行っているPPA事業。この事業は、大木町も受賞しました環境大臣賞優秀賞、第8回環境省グッドライフアワードにて、実はやめエネルギーの事業も特別賞を全く同じ時期に受賞しております。何かの縁を感じるころではあるんですけども、先ほどの内容のとおり、屋根を貸す代わりに、ただで太陽光パネルを設置して電気代も安くなるころまでは同じなんです。ただ、このモデルの違うところは、これプラス、約2キロワットの蓄電池を無償で提供しますと。無償です。蓄電池というのは1戸当たり、ネットで調べましたけれども約40万円程度。安くても40万ぐらいかかりましたかね。緊急時にはスマホを160台分充電できるという性能らしいです。

これを仮に大木町にある太陽光パネル設置できる公民館、半公共施設です、大体設置できるころ全てに設置すると、PPAモデルを導入するとどうなるかを試算しています。それが先ほどの添付の資料です。

これ見てもらえれば分かるんですけども、事前に、添付資料1、下に公民館設置予想図というのがございます。これは実はたまたま絵下古賀の公民館なんですけれども、ここに大体、お見せしたいころなんですけれども、大木町の設置可能できる公民館の全ての屋根に設置した場合の発電した効率、こういうふう設置できるというの、全部ここにあります。

これが公民館の屋根、形状、方角などを調角した結果、資料2、2枚目に公民館所在地一覧とあります、これに設置レベル、バツ、丸と書いてありますよね。丸、バツ。これが設置できるころ。これを検討した結果、日当たりの問題であったり、屋根の方向、そういったころを検討すると、この丸と書いてあるころのほうが望ましいころという話です。約25か所に設置できるん

です。このPPAモデル事業を設置すると。

先ほどのPPAモデルの事業というのは、あまりデメリットは感じられないんですけども、各行政区には3つのメリット、各行政区ですよ、町には2つのメリットが考えられます。

まず1つ、各行政区には、私、八丁牟田でもいいんですけども、八丁牟田の公民館、設置した場合、1つ目に、公民館の屋根に太陽光パネルを無料で設置してもらって、公民館で使用する電気は今より安いと。少額ですけども電気代が安くなった分、各行政区の負担が軽減される。

そして2つ目、災害時には各行政区に蓄電池、先ほどの蓄電池が無料で、無償で提供されるわけですから、停電時では自宅にいるよりは町民が安心して避難所で過ごすことができると。そこでスマホも充電できる。160台分。10年後は所有権が事業者から行政区に変わるんです。先ほど、PPA事業というのは10年、15年、20年とあるんですけども、ここの事業は10年縛りになっています。11年後からは発電している電気を売電して収入が丸々、行政区にちゃりんちゃりん天気になるたんびにお金が行政区に入ると。今のところマイナスないですよ。

もう一つ、そして町にとってのメリットです。当初、10年間設置した場合は、太陽光パネルの所有権、太陽光パネルの所有者は事業者じゃなくて行政区でもないんですよ。あくまでも事業者が設置したんで事業者の所有物になるんです。ということは、固定資産税、発生するんですけども、固定資産税は行政区じゃなくて事業者に請求されるんです。それがこの資料に書いています、この資料の1枚目、1年目から10年目まで書いています。これ、ほぼ計算上、間違いないと思いますが、大体10年後の累計、右の赤字のところ、10年間で約300万円の歳入が見込めると。町にとって。

2つ目の町のメリット。仮に本町が、大木町がこの公民館を避難所と指定した場合、1台当たり40万円の蓄電池を25か所に設置するとすれば1,000万円の費用がかかります。これは、このPPA事業で取り組んだ場合は、町が一切負担することなく避難所指定としての1つの事業が成り立つことになると。

この内容、聞いただけではいいことばかりやんねと。実際、PPA事業者は、事業として成り立つのか不思議なんですけれども、確認したところちゃんと事業として成り立つという回答でございました。事業者、さらに各行政区、そしてこの大木町にとってもメリットがあり、お互いウィン・ウィンの関係になって災害対策にも十分対応できると。三方よし。

そして何よりも、町としてこの事業を推進することが、本年より掲げている自治総合計画の果たす役割にもあるとおり、地域と自治体、自立と自治を実現するため、人・物・金・情報などの経営資源を確保してもらうために、各行政区への後押しになるのではないかと思います。町として、2050年まで、温室効果ガス排出量実質ゼロロードマップを掲げている以上、早期に取り組む必要がありますと。やらない理由はないと思いますけれども、町長の考えを伺いたいと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 益田議員のご質問にお答えいたします。

主にPPAモデルの件、貴重なご提案いただきまして、ありがとうございます。

公民館に設置するモデルということでご試算をいただいております、まさに

こういうような形で実現できれば本当に素晴らしいことだなということで、我々もぜひ具体的に検討を進めさせていただきたいということ、まずもってお約束をしたいと思っています。

ただ、P P Aモデル、要するに屋根貸しですね。事業者にとって屋根を借りて太陽光発電を設置することで採算性が取れなければいけない。恐らく、今その事業者と話をしていると、家庭の場合は結構電気を使うんです、太陽光で発電した電気を家庭が使って、その電気代を事業者がいただくと。今、九電から買っている電気代、25円とか30円の電気料金を多分少し安くして事業者が受け取るということになると思うんですけれども、公民館の場合は日常的に電気を使っていないので、基本的にF I Tを使って販売するという事になっています。ただ、F I T価格というのがどんどん下がってきているので、ここら辺の事業採算性がどうなのかというところは、事業者に十分確認をしてみる必要があるのかなというふうに思っています。

それと、公民館に太陽光を設置して地域にとっても収益性があるということ、は本当に素晴らしいことで、実現できればいいと思うんですけれども、今、町内49行政区があって、公民館として45か所ぐらいですか、45か所か44か所か、それぐらいだと思うんですけれども、これから自治会とか校区とか地域の仕組みを充実させていく必要があるんですけれども、公民館の在り方についても、今ある公民館全てをきっちり整備して災害対応とかにもできるような形でやっていくのかどうかというのは、ちょっと検討の余地が要るのかなと。やはり、これから地域の高齢化とか人口も減っていく中で、地域間協働とか、特に災害時に対応できるそういう避難所としての役割を兼ね持つような公民館が必要であれば、当然、太陽光設置だけではなくて、いろんところで町としても集中的に投資をするというか、対応していく必要もあるんじゃないかと、

そういうところとの兼ね合いもやっぱり少し考えて、P P Aモデルが設置できるとしても、幾つかの公民館、拠点公民館のような形で構想していく必要があるんじゃないかなという気はちょっとしています。全ての公民館オープンにどこでもいいですよということではなくて、そういう形の考え方というのも必要ではないかなというふうに考えています。

いずれにしても、P P Aモデルというのはそれで、事業採算性、事業者にとって十分成り立つということでありまして、設置者にとっても屋根を貸すだけで負担は要らないと。しかも10年後は太陽光発電等を譲渡してもらえると、ただでもらえるということでありまして、まさに悪いところありませんので、ぜひぜひこの件については町民の皆さんにも積極的にご検討いただきたいと。

ただ、検討していただく場合に、やっぱり町が業者さんとしっかり事前には話をし、町民の皆さんにとって本当に一番有利な、心配の必要がないような、そういうようなモデルというか、そういうものを事業者さんと事前にしっかり詰めた上で町民の皆さんに紹介していく必要があるのかなと。

今回、気候非常事態宣言対策として、家庭の蓄電池とか太陽光とか電気自動車とか、そういうことに対する、Z E Hもそうですけれども、補助事業を拡充いたしましたけれども、こういうことに関しても、単に補助しますよということだけではなくて、例えば蓄電池って非常に高価な買物になります。ちまたでは、この機にということ電話勧誘とかが氾濫しているんです。設置される方にとったら分からないんですよ。安いのか高いのか、いいのか悪いのか分からない。そういうところもありますので、私たちも補助事業を実施するに当たっては、事前にいろんな全国のそういうメーカーとか販売会社の情報を得ながら、直接交渉しながら、できるだけ安心して有利に設置していただくような、

そういうようなマッチングというか、そういうことも併せて必要じゃないかなというふうに思っているところでございます。

それと、バイオマスについてはもう捨てたということでありますけれども、バイオマスも今後ゼロ・カーボンシティを目指していく上では重要な手段だというふうに思っています。議員が廃オガのペレットを持ってこられてしきりに勧められているのは私もよく覚えております。

ただ、廃オガの場合はやっぱり水分が多いということと、もともと基本的には中身の成分というのはトウモロコシの芯であったりとか豆腐がらだったりとか、家畜の餌とかいろんな活用方法があるし、堆肥にしても非常に優れた堆肥になります。最近ではバイオマスプラントの原料として販売をされているということも聞いていますし、活用方法というのは廃オガの場合は本当はいっぱいあるんだけど、なかなかそれがうまくマッチングできなかったというところがあったので、これはもっともっと活用できるようにしていかなければいけないと思いますし、議員ご指摘のように、例えば木質バイオマス、燃やしたらCO<sub>2</sub>出ますけれども、このCO<sub>2</sub>はカーボンゼロなんですよ。カーボンニュートラルなんですよ。要するに、大気中の二酸化炭素を吸収して木ができて、それを燃やしてもまた木が吸収するわけで、ぐるぐる回るわけですから基本的に二酸化炭素が増える原因にならないということですから、それをできるだけ木の中で保存しておけば、その分、大気中の二酸化炭素を減らすことができますので、例えば八女と地域間連携を結んで、八女の間伐材を使って町の堀の護岸をやっていくとか、そういう形での木質を積極的に使っていくということも1つこれはカーボンゼロ対策にもなりますし、もちろん言われたように環境プラザでも大川ののこくずをペレットにした分をいただいてストーブの燃料として使っていましたけれども、そういう燃料としての可能性。燃料とし

での可能性でいえば、本町におきましては麦わらの処理がなかなか難しい。ただ、燃料にできれば本当はかなり多くのエネルギー源になるんですけれども、麦わらというのは残念ながらケイ素がたくさん含まれていまして、どうしてもガラス化してしまうんでなかなか燃料として使うという分は難しいということで、事業化というのが今のところは難しい状況ではありますけれども、そういういろんな選択肢の中で考えていく必要があると思いますし、特に生ごみのバイオマス資源、メタン発酵して肥料をつくっているノウハウというのは、正直言って日本全国でも一番うちが優れたシステムをつくっていますし、一番うちがノウハウを持っていますから、周辺の自治体とか飲食店舗の生ごみ等を含めたところで、例えば民間事業者にそういうようなうちの仕組みを提供しながら事業化していただけないかとか、そういうことも具体的には検討できるんじゃないかなというふうに思っているんで、そういうことも含めていろんな切り口で検討していく必要があるのかなというふうに思っています。

PPAモデル事業については本当に議員おっしゃるとおりだと思います。

以上で終わります。

議長　それでは、先ほどの件について最後の質問。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　話変わるんですけれども、最近、一昨日ですか、大木町、出ていましたね、テレビに。特に最近テレビに多く出るようになっていたんで、珍しい感じはしなかったんですけれども、おとといの昼だったですか、NHKの全国版にて、大木町がもったいない宣言のまちと取り上げられて、野菜の皮、芋の皮、ネギの根っこまで肥料にしていると。余すことのないことが大変貴重でありますということで、芸人のキャイ〜ンの天野君が司会だったですかね、

この取組を全国で広げることが望ましいと力強いお言葉をいただいたんですけども、本町では財政に関してはもったいないという言葉はあんまり感じ取れないような気がするんですよ。

耳が痛い話かもしれませんが、先日の本議会でも町長には大変耳の痛い話だったと思いますが、中長期財政計画は掲げているものの、有効な政策は執行されておらず方針が提示されていないと。明るい未来が見えないところ、こういった懸念が、この中で私は、町の手出しが少しでも少なく、歳入が少しでも増えて最高のコストパフォーマンスが得られるということで提案させてもらっているんです。

先ほどのP P A事業も、おっしゃられていましたけれども、実はこれを、公民館という話をしましたけれども、一般住宅に置き換えて見るとどうなるのか、これもちょっと試算した経緯がありますので見てもらえれば分かるんですけども。

町が掲げるゼロロードマップには、中期視点として、先ほどのこれにありました、分厚いこの資料の中にも書いているんですけども、2030年までに家庭での太陽光発電と家庭用蓄電池の普及率を共に30%までと明記されております。普通に考えて、今現在つけている太陽光を残り10年で今の設置率の倍にできるかという、町民としては何かのメリットがない限りは積極的に設置することは考えにくいと思います。

ましてや近年のウッドショックにより、木材の高騰により新築住宅の着工にも影響してくるのではないのかと。太陽光発電の新規設置にも影響が出ると思います。

しかし、このP P Aモデルを導入した場合、先ほどの公民館と同じく、初期費用が全くかからず太陽光パネルを無償で設置できて、消費者が通常する、先

ほど公民館では使用が少ないと思いましたがけれども、個人住宅は使用します。電気代は安くなると。そして、10年後には太陽光パネルは自分のものになって、売電収入を得ることができると。

先ほどのモデルでいうと、無償で提供できる戸建て用の蓄電池、1.2キロワットらしいんですけれども、これは同じく無料で配布しますという話でございました。先ほどのモデルの話であれば。

本町としては1家に1台は蓄電池が設置できるという状況になって、仮に町全体の30%設置率を達成した場合ですよ、今14%ですよ、約720件相当に蓄電池が無料で配布できる形になるんです。1.2キロワットの無料の蓄電池、ネットで見たとこ大体20万円前後でした、これが720台、1億4,400万円相当になるんですけれども、町が一切負担することなく事業者が負担して設置してくれるんです。

プラス、先ほどの添付資料の中の資料3を、先ほどの1枚目の裏です、1枚目の裏を見てもらえれば分かるんですけれども、今現在、太陽光パネルの設置率は、大木町の総戸建て数4,493戸に対して14%設置しています。30%という真ん中の欄になるんですけれども、16%増やした場合、先ほどの720戸につけた場合、固定資産税がどれだけ増えるかと。大体平均して1戸当たり4.5キロワットを新規設置したとした場合ですよ、10年間で固定資産税の累計、右見てもらえれば分かるんですけれども、10年後は4,000万円、町として歳入が見込めると。4,000万ですよ、10年間で。確実に入るんです、固定資産税が。

このPPAモデル事業を取り入れることによって、単純に計算してもですよ、先ほどの蓄電池費用1億4,400万円と固定資産税4,000万円、さらに電気代が安くなることによって経済効果が見込めることを考えると、少なく見

積っても2億円以上の効果が望めるんじゃないのかと。これが、たった1つの企業と手を組むことによって、町の財源を一切出すことなくですよ、10年間はこれだけの歳入が見込めることを考えると、財源の乏しい町としては大変ありがたい話ではないかと。町としては積極的に導入することは大変難しいと思うんですけども、町がPPA事業者と提携結んで町民に働きかけることによって設置を促すことができると思います。

仮に本町が大きな災害で停電に見舞われた場合、蓄電池が町のあちこちに設置されていると仮定して、困ったときには、自分だけが助かるんじゃなくて、ご近所のお隣さんと助け合い電気を分け合うと、共助の意味もあります。これだけの蓄電池が町のあちこちに設置されることによって、3軒に1軒ですね、ハザードマップのような蓄電池マップもできるんじゃないのかなと。仮に。災害による停電時には、ここに行ったら電気を分けてもらえるよと、そういうことにつながるんじゃないかと思います。

資料作成に協力いただいた企業の代表からは、PPA事業は将来的に蓄電池だけではなくて各家庭にV2Hまで提供したいと考えてらっしゃられておりました。V2Hです。費用どれだけかかるか分かんないんですけども、それぐらいの意気込みを持ってらっしゃいました。

PPA事業をきっかけに、私が何度も提案していますけれども、町有地の開発、有効利用も含め、本町が未来に望むモデル住宅、これを提示するのもいいかと思います。

これは提案なんですけれども、本年度から企画している超小型EV導入事業、これを利用して、八丁牟田駅からまち案内されると思うんですが、この中で取り組んでもらいたいんですけども、町外の方が本町の姿を見られるときには、町の至るところで太陽光が設置してあって、田園風景の田舎町にもかかわらず、

環境先進国の姿に憧れてもらって、使用しているエネルギーは再生可能エネルギーと、ここに住みたいと思えることを想像してもらえるモデル住宅を見学することによって、ちょうどツアーの最後にモデル住宅を見てもらうと。最終的に、こういう家で、このまちだったら住んでみたいと思えるための、定住促進につながると思うんですけれども、提案を含め町長のご意見、またいただければと思いますけれども。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 本当にいろいろ貴重なご意見、ご提言賜りまして、ありがとうございます。

まず、財政面については、もったいない宣言に掲げる路線とちょっと違うんじゃないかと、外れているんじゃないかというご指摘をいただきました。本当に町の財源をどう有効に使っていくのかというのは真剣に考えていかなければならないと思いますし。

ただ、例えば大木町で生ごみを分別してくるるんで資源化する事業、いわゆるもったいない宣言事業、いろんなものを分別して資源化してごみにしないという事業。あれで年間に大体今まで、くるるんができる前に比べて3,000万円ぐらいごみ処理費を削減することができました。し尿とか浄化槽汚泥までも資源化していると。もしあの時点でし尿・浄化槽汚泥の処理施設を造っていたらもっと費用負担は大きくなっていましたから、基本的にできるだけ財源をかけずに町の仕組みをつくることで効果を出していくのか、そういうことをずっと考えてきたというふうに思って自負しています。

例えば浄化槽の維持管理協会でもそうです。公共下水道をつくった例えば矢

部川の流域公共下水道の構成自治体なんかは、本当に公共下水道の負担というのは大変な負担になっている。大木町は合併処理浄化槽でいくけれども、やっぱり維持管理の設置者の負担が大きいので維持管理協会をつくって公共下水道並みの負担でやれないかと、維持管理責任も含めたところで考えた仕組みでありますけれども。これについても町の持ち出しをできるだけ減らして効果を出していくという、そういう仕組みづくりをやってきたと。これからもやはりその路線をしっかり継承していくということが重要だというふうに考えているところでございます。

先ほどご提案いただきましたように、P P Aモデルをこれから本当に導入していくことで、先ほどご指摘いただきましたように、固定資産税に関する町の固定的な収入になるとか、当然町が目指すカーボンゼロに対する貢献度とか、もちろん町民の皆さんの負担であるとか、そういうものも大きなメリットが見込める。そういうものを、先ほど言われましたように事業者さんとしっかり協議しながら、1つの事業者じゃなくて幾つかの事業者に関与していただきながら、町が責任を持って紹介をしていく仕組みというのが必要だろうというふうに思っています。

ちなみに、大木町の太陽光発電の設置率、14%ということで今お話しいただきましたけれども、平成10年ぐらいから恐らく大木町はかなり全国に先駆けて太陽光発電の普及を始めまして、グリーンファンドの活動等を通じて住民の皆さんを巻き込んだ形での太陽光発電の普及をやってきて、戸建て住宅の設置率10%を超え14%。F I Tを導入前ですよ、14%の普及率というのは本当に全国的に見て突出していると思うんです。それだけ町民の皆さんと目標を共有することで飛躍的に実績が伸びていったという、そういう私たちは経験を持っていますから、今回のP P Aモデルに関しても、そういうことを住民

の皆さんと情報共有しながら町と一体となって事業を進めていくという、こういう姿勢が重要じゃないかと。そうすれば、確かに30%という目標は非常に高い目標ではありますが、みんなにメリットがあるような仕組みを町がしっかり責任持って提供することで実現できるんだというような確信を持っておりますので、この件に関して引き続き議員各位といろいろご協議しながら積極的に進めさせていただきたいということを、しっかりこの場でご明言をさせていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長　　じゃ、感想といたしますか、一言何かあったら許可したいと思います。  
7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　　せつかくなんで一言。提案も含め、先ほど町長がおっしゃられました、分別にすると3,000万ぐらい浮いていると。

私、前から思っていたんですけども、100%なかなか難しいと思うんですよね。ただ、言い方一つで、分別しないといけないまちという言い方よりは、今これからの時代というのは分別できるまちと、大木町に来たら分別できるんですよと、あなたのまち、まだ分別やっていないのという逆の言い方をすると、え、大木町さん、分別できるのと、引っ越そうかな、出てくるかもしれないですよ、今後のこのご時世。分別しないといけないという取り方ではなくて、分別を大木町はできるんですと、いいでしょうというところでアピールしていただければなと思います。

1つの提案、提案といたしますか、先ほどの木質ペレットの件もあったんですけども、私、決して、先ほど言いましたけれども、バイオマスが悪いんじゃ

なくて信じているんです。これはやはりやっていかないかんこととっていて、並行していく場合で考えると、すみません、せつかく時間があるんで、一言あれなんですけれども、FIT買取り制度も終わりました、今、50キロ未満の場合でする場合というのは自家消費が30%必要らしいです。というふうに法改正があったと。そこで先ほど見せた木質ペレットの使い道もあると思うんです。

というのは、今、町長もおっしゃられましたソーラーシェアリング、あ、副町長か、ソーラーシェアリングにした場合、農地に設置して上にソーラーをつける場合、仮にこうした場合は30%は、例えば50キロ未満でした場合ですね、30%の電気を使わないかんのやったら、これを木質ペレットを例えばつくる燃料に使ったりとか、イチゴ農家であれば暖房機器の電気代等に使うと。だから70%は農家の方がちゃんと売電収入を得て、30%でペレット作成すると。

何かこういううまい具合の仕組みをつくると、せつかく30%使わないかんのやったら、農地で30%使うのなかなか難しいですよ、だから農地のビニールハウスの横っちょでこういう生成する機器があつたり、イチゴ農家の方であればそこに電気を回してあげると。おまけに70%はちゃんと売電収入があると。上手にそれが回るように収入が合えば、もうかる農家のモデルができるんじゃないのかなと。ちょっとぱっと考えただけなんであれなんですけれども、1つちょっと考えていただいて、ソーラーシェアリングを含めてぜひ検討していただければと思います。

以上です。

議長　　以上で、7番、益田隆一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時半からとさせていただきます。

休憩 11時17分

再開 11時30分

議長 それでは再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番、野口裕子議員の一般質問を許します。野口裕子議員。

野口裕子議員 2番、野口裕子。議長の許可をいただきましたので、通告書に従い質問いたします。

頻発する自然災害に対し、災害時の迅速な避難確保と災害への実施体制強化を図るために災害対策基本法の一部が改正され、自治体が発令する避難情報の避難勧告を廃止し、避難指示に一本化されました。

また、緊急事態宣言も6月20日まで延長され、新型コロナウイルス感染症の脅威がいまだに私たちの生活を脅かしています。

このような中、本町の防災・減災対策についてお伺いいたします。

1、機構改革による担当課及び配置職員の体制など、地域防災計画をどのように見直されているか。

また、多様な人々への配慮のためにも女性の視点が活かされる体制が必要だと思うが、具体的な取組はなされているのかお伺いいたします。

議長 それでは、1点目の地域防災計画についての答弁を許します。池末総

務課長。

総務課長 2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

本町の地域防災計画の見直しについては、まず、本年4月からの行政組織機構改革に伴う災害対策班の担当課の一部見直しに併せ、近年の自然災害に激甚化とコロナ禍での感染症予防対策を講じた避難所運営に対応するため、職員の配備体制における初動人員体制の見直しを行っております。

第1配備では、現行の管理職以外に主幹9名と先行排水担当者及び情報発信担当者を加えた体制に、第2配備では、主査以上及び救助班や避難所運営班を担当する健康福祉課とこども未来課の職員全員とする体制に増強することとしており、災害対策基本法の一部改正に伴い、本年5月25日に国の防災基本計画が修正されておりますので、関連する内容も含めて、現在、急ぎ本町の地域防災計画の見直し作業を進めております。今月中には計画見直しを完了する見込みとしております。

また、今回の国の防災基本計画の修正の中には、議員が指摘されているような女性の視点を踏まえた防災対策の推進が盛り込まれており、その内容も組み込むこととしております。

具体的には、1点目、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むこと、2つ目、備蓄品の調達に当たっては要配慮者、女性、子どもにも配慮すること、3つ目、指定避難所の運営における女性の参画を推進し、トイレ・更衣室等の配置、照明の増設等のほか、女性や子供等の安全に配慮するよう努めることとされており、この内容は本町計画の修正にも反映させることとしております。

実際、避難所運営においては、健康福祉課及びこども未来課職員を中心とし

て業務に当たりますが、多くの女性職員と保健師も運営に関わりますので、どのような配慮や支援が必要か確認や把握を行ってまいりますとともに、本町の地域防災計画等を審議いただく大木町防災会議の委員に占める女性の割合も県内の自治体の中では高い水準、約30%となっておりますので、女性委員の皆様からの多様なご意見もお伺いしながら、実行性の高い計画に仕上げたいと考えています。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目の地域防災計画についての再質問ございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　機構改革後の整備体制については、混乱を招くことなく周知徹底していただきますようお願いいたします。

私としては、防災安全・安心チームに女性担当者が少なく、女性の視点が生かされる体制か心配しておりましたが、縦割りではなく、ほかの課の女性職員や専門職も関わる体制ということで、大変安心いたしました。

避難所運営については後の質問でお伺いいたします。

町の災害対策公助については、女性の視点も活かし、しっかりと着々進めていただいているようですが、防災力の自助・共助についてお伺いしていきたいと思えます。

地域防災計画の具体的な取組ですけれども、防災情報の啓発を進める上で民間企業との災害協定を進める計画となっておりますが、どのように進んでいるのかをお伺いしたいと思います。

例えば、LPガス協会さんやドラッグストアさん、町内の事業所との協定を

どんどん増やしPRすれば、地元の防災意識が高まる1つの情報になると思います。地元のアスタラビスタさんにおいては、筑後市と応援協定を結んであります。大木町もぜひお願いして進めていくべきではないかと思っております。

自治総合計画の目標では目標値は60件を掲げてありますけれども、早めに達成してよいはずです。何も2027年まで待たなくても、早期の対策は住民だけでなく職員にも安心を生みます。真摯に取り組むべきだと考えますが、どのように進めてあるか伺いたします。

議長 答弁を許します。池末総務課長。

総務課長 野口議員の再質問にお答えいたします。

災害時における民間との協力協定につきまして、現在の状況と今後の予定をご報告いたします。

協定の種類、分野ごとに申し上げますと、まず、県内の自治体ほか、県内の消防、国の機関、こういったもの以外に、電気エネルギー、復旧・応急活動等に九州電力及び大川管工事業協同組合がございますので、そちらと協定を2件。

それから、建設土木業、災害対応対策、町内の土木建設事業所11社と行っております。

それから、物資の調達及び供給について、イオンやコメリ、グッデイ、ナフコ等ほか6件、協定をしております。

それから、医療、救護活動として大川三潞医師会と1件。

それから、施設とか敷地の利用に関しまして6件。

それから、情報通信、放送等、NTTとかヤフーとか、そういったところと5件。

それから、物資の輸送について1件、災害廃棄物の処理についても1件、機材のレンタルの提供等について1件、動物の救護活動等、福岡県の獣医師会、そういったところと1件。

それから、ボランティア設置運営についても1件。

福祉避難所、要支援者の受入れについて2件。

合計で、国・県の機関も含めると46件、今現在、協定を行っております。

そのうち、先ほど、県内の自治体とか消防、国の機関を除く民間との協力協定件数については38件となっております。

そのうち、町内の事業所との協定につきましては21件となっております、全体の半数を超えている状況となっております。

今後につきましても、議員が申し上げられましたように、石油燃料等の供給協定について町内の販売店と、それからLPガスの供給についても町内の販売店、あとさらに、物資の供給等、町内のコンビニ各社、先ほども言われましたアスタラビスタさんとも行いたいと考えております。

あと、物資の受入れに必要な倉庫等の確保も必要ですので、そういったところの業者さんと。

それから、物資の輸送、ヤマト運輸がありますので、そちらで行いたいと。

あと、福祉用具の供給等も、福祉、そういう販売店とできれば今後協定を進めていきたいと。

ほか、まだまだ、民間の無線事業者からの情報提供等に備えまして、町内のまちの無線クラブ、それからタクシー無線取扱業者等の把握等も努めてまいります。

災害時の協定協力の締結を、現在46件となっておりますが、さらに今後も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長　それでは、地域防災計画についての最後の質問でございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　企業協定、また内容を検討されたりして、多くの町内事業者に不利益を生まないで、共助の輪が広がるように進めていただければいいなと思います。

事業所も巻き込み、その取組をホームページや広報で住民に伝えることで住民も巻き込まれ、住民の防災意識の高まりにもつながるのではないかと思います。

そして、1つの提案なんですけれども、協定締結事業所に例えば応援ステッカーを配布してお店の前に貼ってもらう、防災意識の1つのつながりになるかと思います。この小さな草の根の活動が住民一人一人の防災意識を広めていきます。

応援ステッカー事業に取り組んでみてはいかがかと提案いたします。セブーンイレブンさんの災害帰宅支援ステーションステッカーや、県が取り組む子育て応援の店ステッカーのようなものを私はイメージしていますけれども、課長、いかがでしょうか。

議長　答弁を許します。池末総務課長。

総務課長　野口議員の再質問にお答えいたします。

ご提案いただき、どうもありがとうございます。

災害時には、応急対策を迅速かつ的確に実施するために、民間業者さんや町内事業所、団体の支援、協力は欠かせません。平常時より民間事業者との協力や連携体制を整備し、お互いに認識しておくというは大変重要なことと思っておりますので、今後も災害協定の推進を図っていく上で、先ほど申されました事業等は有効な手段の一つではないかと感じております。

町全体で防災体制を整えていき、防災意識を広めていく事業として、先ほどご提案いただきました応援ステッカー事業と、こちらの内容のさらなる、どういった効果もあるのかということも研究、精査させていただきまして、こちらについては実行に向けて取組を検討いたしたいと考えております。

以上です。

議長 　では、次に2番目の校区コミュニティでの自主防災についての質問をお願いします。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 　2番目の質問に移ります。

避難所の場所から校区ごとの自主防災の取組も必要になるのではないかと考えています。校区づくり計画での自主防災の運営についてはどのように進めていくのかお伺いいたします。

議長 　それでは答弁を許します。池末総務課長。

総務課長 　2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

現在、本町の自主防災組織は、行政区ごとに設置することを基本に、一部の地区では公民館単位での設置となっておりますが、全ての地区において自主防

災会は組織されております。

しかし、ほとんどの自主防災会で区長が会長を、班・組長が役員を兼務されている組織体制となっておりますので、役員の継続性やほかの地域活動との兼ね合いなどで活発な活動ができていない状況もございます。

また、自主防災会の活動は、安全性を確保した上で実施していただかなければならず、本町では災害対策基本法の一部改正による警戒レベル4の避難指示を発令する場合は、自身の避難行動を優先し、自主防災会の活動は終了していただくこととしております。

このため、現状としては、災害時における避難所は、町で避難所開設準備を整え、台風接近の場合は早めに町が開設する自主避難所へ、水害の場合は道路が冠水する前に指定緊急避難所に避難していただき、道路が冠水した後や夜間等避難することが危険と思われる場合は、自宅や近所の2階などに垂直避難をしていただくよう周知しているところです。

しかしながら、今後もあらゆる災害を想定した場合、自主防災会は初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集・伝達など、地域住民が的確に行動し、被害を最小限にとどめるための受皿として期待が大きく、災害発生または発生のおそれが高まっている場合の初動等におきましては、避難支援などのほか、一時的や緊急の避難場所を設ける必要に迫られることも十分に考えられますので、議員のご指摘のとおり、各自主防災会や校区ごとの自主防災の取組も必要になってまいります。

このため町では、今後自主防災会の運営や自主防災会との連携を強化していくために、昨年度より防災専門員を任用し、自主防災会の育成・強化に必要な助言や指導等行っております。

また、防災士資格取得費助成について、地域防災リーダーとなり得る防災士

の育成、消防団経験者や防災・減災に関連する職種の人の活用など、防災人材の育成強化を支援していくこととしております。

残念ながら現在のところ、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響で、新しく作成した自主防災会研修・訓練プログラムに沿った取組や複数の自主防災会合同研修及び訓練などが思うように実施できていない状況ではありますが、今後も支援していく準備を整えながら、取組の再開とともに自主防災会の運営や自主防災会との連携を強化してまいります。

とりわけ、議員ご質問の校区ごとの自主防災の役割については、行政区ごと、あるいは公民館単位に設置している自主防災会の取組を基本としつつも、それらを補完していくことが求められるものと考えております。具体的な取組につきましては、各校区において主体的に策定される校区づくり計画に盛り込んでいただき、合意形成を図っていただきたいと考えています。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、2点目の校区コミュニティでの自主防災についての再質問でございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　防災専門員の配置により自主防災会の運営が活発になることに期待いたしますが、現在、コロナ禍の影響で進んでいない。しかし災害に待ったはありません。地域差はあると思いますが、自主防災会の組織体制が継続的・発展的な活動になっていない現状。しかし、自治総合計画の自立と自治を進めるには自分たちの地域は自分たちで守るという考えからも、活発な自治防災会は不可欠ですね。

自主防災会の訓練の実施地区の割合が45%という現状からも分かるように、

町から言われて役職に名前を書いて提出しただけの地区もあり、緊急時にどのような活動ができるか、必要か、把握できていない地域もあるのではないかと心配いたします。自主防災、自主防災と言いますが、何らかの仕組みをつくらないと、言うだけでは進まないのが現状です。

例えばですが、ささえ隊は年間に活動費として少額ですが補助金があります。この活動費の使い道や年間活動計画の話合いの場を持つよう、計画書の提出が 있습니다。たったこのような仕組みだけで地域の扶助への意識は変わります。

同じように、地域の自主防災会の活発な活動を促すために、補助金があれば活動を自主的に考えることにつながるのではないかと思います。この件についてお伺いいたします。

議長 答弁を許します。池末総務課長。

総務課長 野口議員の再質問にお答えいたします。

自主防災組織の現在の状況や運営につきましては先ほど答弁いたしましたとおりでございますが、町といたしましても、大規模災害などが発生した場合、町や公的機関の対応だけでは限界ありますので、早期に実効性のある対策を取ることが難しい場合も考えられます。

自分の身は自分で守る自助とともに、ふだんから顔を合わせる地域や近隣の人たちが集まって、自分たちの地域は自分たちで守るという精神に基づき、お互いが協力しながら自発的な防災活動に組織的に取り組む共助が必要でございます。その自助・共助の活動を推進するためにも、防災活動に対する支援は必要と考えております。今後、自主防災会の運営に対する支援もしっかり行って

まいりたいと考えております。

本町の自主防災組織の設立時には、全地区に複数の防災資機材を交付し、その後の地区の例えば防災訓練とか研修会、そういったときには必要な経費についても町で支出を行っております。今後につきましても、防災活動に対する支援としまして、活動時に必要となる資機材の準備や消耗品等、係る経費についてしっかり交付を行ってまいりたいと考えております。

なお、ご提案いただきましたような補助金につきましては、今年度から具体的に自治会制に移行していく取組を行ってまいりますが、新たな自治会によるそれぞれの地域活動に対する一括交付金、こういった形を考えておりますけれども、そういった中で自主防災に要する活動費として組み込んでいくことを検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長　それでは、校区コミュニティでの自主防災について最後の質問ございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　自治会への一括交付金でということですが、ぜひ分かりやすく、このことに使っていただくものであるということは、そこはしっかり示していただきたいと思えます。

最初の答弁にありました校区づくり計画について質問したいと思います。

各校区、独自に進めてよいというこの校区づくり計画ですが、防災に関しては一定の方向性は町が型を示す必要があると考えます。特に防災は共通の取組が必要なのではないのでしょうか。校区づくり計画の策定をどのように進めるのか、お伺いしたいと思います。

議長　それでは答弁を許します。野田まちづくり課長。

まちづくり課長　ご質問にお答えします。

校区づくり計画について、まず位置づけから少しご説明したいと思っております。

校区づくり計画については、さきの3月の定例議会において可決いただきました自治総合計画条例の中で、行政経営計画と併せて自治総合計画の基本計画を構成する重要な計画というふうに位置づけております。

その中で、校区づくり計画については、小学校区を単位とする地域住民等が、基本構想の実現に資するよう、いつまでも安心して暮らせる地域づくりを推進するため、当該小学校区の地域が目指す方向性を定めたものと規定しております。

つまりは、行政が取り組む政策・施策を定めた行政経営計画と、地域が主体的に取り組む地域づくりを定めた校区づくり計画、この2つの計画を両輪として基本構想を実現していくと、そういった立てつけになっております。

策定の進め方については、まずは校区の声を反映できる組織、いわゆる校区の代表制を有する組織を立ち上げていただいて、その組織が主体となって計画づくりを進めていくということになります。各校区では既に、活性化委員会、そういったものがありますので、それを母体として取り組むことが現実的ではないかというふうに考えております。

組織の立ち上げ、あるいは校区づくり計画の策定については、現在、各校区ごとに配置しております担当職員がしっかりとサポートを行うことにしております。

ご質問の自主防災について、町のほうから統一的な考え方ということではございませんけれども、最初の答弁であったとおり、行政区単位に組織化した自主防災会、やはりここが基本になるんじゃないかと思っております。顔が見えるということが自主防災会のメリットでありますので、そういったところと校区がどのように役割分担していくのか、また、町と校区がどのように役割分担していくのか、その辺をしっかりと明確にした上で、隙間がないように校区ごとで協議していただいて計画に盛り込んでいただくと、そういった手順になろうかと思っております。

以上です。

議長　よろしいですか、先ほどの答弁で。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　今年度が始まって2か月半になろうとしているんですけども、なかなか、校区コミュニティというか、そのあたりの活動が見えていない状況。先ほども言いましたように、防災、何に対しても待ったはないと思いますので、早急に進む方向を速めていただきたいと思います。

以上です。

議長　それでは、一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開を13時とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

休憩　12時00分

再開　13時00分

議長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

野口裕子議員の一般質問の途中でしたので、一般質問を再開いたします。

3項目めのクリークの整備についてからの質問をお願いします。野口裕子議員。

野口裕子議員　大木町に住んでいますと、暮らしの中で多くの恩恵を受けているクリークを、大事に維持、整備、設備していくことは最重要と思い、質問いたします。

流域治水を考えた平地ダムとして、クリークの役割を果たすため、浚渫などのクリークの整備状況と今後の対策、課題に向けた取組についてお伺いいたします。

議長　それでは答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　2番、野口裕子議員の一般質問にお答えします。

近年、想定を超える局地的な集中豪雨が多発しており、大雨が予想される場合にクリーク等の先行排水を行うことで被害軽減に努めています。

議員ご質問の、浚渫などクリークの整備状況としましては、国庫補助事業等を活用し、昭和61年度から平成29年度までに、総事業費約40億円をかけ、約35キロメートルののり面護岸や堆積土砂の浚渫等の整備を行ってまいりました。

今後の対策、課題に向けた取組につきましては、次期事業として県営農村整

備総合事業を令和4年度から着手予定で、事業が完了すれば水路の整備率が5割を超える見込みで、ようやく土地改良施設の水路を除く半分の水路の整備が済むことになる予定です。水路整備には、多額の費用と時間が必要であるため、今後も国庫補助事業等を最大限に活用して、農業用水の安定供給や豪雨対策を考慮した整備を計画的に実施してまいります。

また、浸水対策として、豪雨が予想される場合、広域的かつ効果的に先行排水により洪水調節容量を確保し、土地改良事業等で整備され防災事業が完了している国営幹線水路等を有効に活用し、軽減に努めています。

しかしながら、筑後川下流地域のクリークは、複数の市町をまたいで流れていること、末端では有明海の潮位の影響を受けるために常時排水できないことなど、課題や、予報どおりの降雨がなかった場合の水を元に戻す充水についても考えていく必要があります。

先行排水を広域的かつ効果的に実施するためには、複数年にわたる試行・検証が必要であり、何より制水門の操作員等をはじめとする地域の皆様の協力が不可欠であります。

今後も、関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、流域治水を計画的に推進してまいります。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、3点目のクリークの整備についての再質問ございますか。  
2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　先人たちから受け継いだクリークを、後世に負の遺産とならないよう、クリークの整備は本当に計画的に進めていただきたいと思います。

筑後川下流域のクリークの具体的な課題への対策として、現時点での状況と、総合計画に河川水系ごとに地域住民による水利管理体制の組織化を図りとありますが、具体的な取組状況についてお伺いたします。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 野口裕子議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしました筑後川下流地域のクリークは、複数の市町をまたいで流れていること、末端では有明海の潮位の影響を受けるために常時排水できないことなどから、大雨が予想される数日前から先行排水については実施をしていく必要がございます。

今年度から、福岡県農林水産部農山漁村振興課が主体となりまして、筑後川下流地域の水門操作員との連絡体制を構築し、運用体制を整えたいと考えてございまして、町としても、これまでの対策を一層強化し、浸水対策の軽減に取り組んでいく考えであります。

また、先行排水の最大の課題とも言えます対策が空振りになった場合につきましても、福岡県は農業に影響しないように変わる水源も確保をする方針となっております。農業用水の歴史や慣習等の関係もあり、様々な課題を整理する必要がありますし、関係者の皆様の理解を得ていく必要があるというふうに考えております。

次に、今年度策定しました大木町自治総合計画の中の政策17、消防防災体制の整備、施策の4番目の堀の治水機能を最大限に活かした豪雨被害の軽減の内容についてのご質問だと思います。

こちらにつきましては、先ほども申しあげました水門操作員との連絡体制の

構築や運用体制を整えるために、本町を流れます花宗川、それから山ノ井川、2つの水系ごとに組織化を図りまして、情報共有または連絡体制を構築していく必要があるというふうに考えております。

また、組織化におきましては、新たに組織化したほうがいいのか、もしくは既存しております組織を再編するののかについても考えていかないといけないというふうに思っております。

さらに、コロナ禍の中ではございましたが、5月の末から6月初めに、今年度から初めての取組になりますけれども、2つの水系ごとに関係者の方に集まっておきまして、通常の水門操作、それから先行排水時の水門の操作、あと充水のやり方の方法等についても説明会のほうを開催させていただきました。

本施策につきましては、先ほども申し上げました様々な課題を整理する必要があると思いますが、情報の共有化、連絡体制の構築化を図り、関係者と同じ基盤、同じ土俵で、一体的に防災・減災に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

以上で、野口議員の再質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、3点目のクリークの整備について最後の質問でございますか。  
2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　地域住民の組織化が自主防災会等の活動とうまくつながるような方向の質問につなげたいと思っていましたけれども、私の勉強不足で次の質問はありません。

地域の皆さん、水門の管理人さんのご理解をいただき速やかに組織化が進みますように、お願いいたします。

これで防災に向けたクリークの質問は終わります。

議長　それでは、4点目の大木町総合防災訓練についての質問をお願いします。

野口裕子議員　2015年、平成27年ですけれども、11月に行われた大木町総合防災訓練は3年ごとに行っていく計画だったと思います。どのようになっているのか、また、今後の計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

議長　それでは答弁を許します。池末総務課長。

総務課長　2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

大木町地域防災計画では、防災訓練の実施につきましては、本町地域防災計画が災害時に十分活用され、的確に遂行できるよう、継続的に防災訓練を実施し、関係団体の連携、防災体制の整備、防災思考の普及等を図るものとしております。

防災訓練の種類につきましては、議員ご質問の総合防災訓練のほか、水防訓練、消防訓練、職員の訓練、図上訓練、住民等（自主防災組織等）の訓練、施設・事業所等の訓練がございます。

大木町総合防災訓練につきましては、2015年11月に、災害時の防災体制の万全を期するため、防災関係機関及び住民の協力を得て、風水害等を想定し、実施しております。

訓練では、指揮・命令系統など災害対策本部機能の実効性の確認と災害時に

迅速に応急対策活動ができるよう、参加された防災関係機関・団体、まちづくり団体ほか自主防災会のそれぞれが、果たす役割や相互連携の重要性などを再認識する機会として、当初の目的を達成し一定の成果があったと認識しております。

そして、次年度以降は3年ごとに前回実施したような総合防災訓練の実施を予定していくこととしていました。

しかしながら、その後の考察により、総合防災訓練では、災害に直面したあらゆる状況での判断や活動等、より実践的なものにするには少し無理な一面もあることから、当面の間、対策本部要員の図上訓練や本部各部・各班のそれぞれの災害対応業務に習熟するための関係機関との個別訓練のほか、その他訓練項目を優先して実施していく内容としております。

前回の総合防災訓練以降、実施した訓練内容、規模には大小ありますが、平成28年度には、災害対策本部各災害対策班図上訓練及び消火訓練を、平成30年度には、食料供給・炊き出し訓練、災害ボランティアセンター設置・運営訓練、被災者支援システム運用訓練を、令和元年度には、調査調整班被害調査・り災証明書発行等訓練、災害情報発信・伝達運用訓練を、令和2年度は、コロナ対策を含めた避難所設営訓練、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施しております。

ほかにも、毎年、消防署と消防団による水防訓練等、複数の自主防災会研修・訓練等、要配慮者施設との情報伝達訓練、職員の参集・情報伝達メール配信訓練なども実施しております。

総合防災訓練でなければ得られない成果もありますが、まだまだ各種の災害対応業務に習熟するための避難誘導、資機材等の調達、救援物資の受入れ・輸送等の訓練に加え、避難行動要支援者避難支援、保健衛生・防疫や清掃等の課

題を発見するための訓練の実施にも努めなければなりません。

各種の防災訓練を準備する過程で把握できる問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を整理し、その結果を次回総合防災訓練の際に反映させ有効に活用できるように、今後の防災訓練計画を見直しているところでございます。

いずれにしましても、全国各地で発生しております豪雨災害等を踏まえ、災害時に被害を最小限に抑えるための防災・減災に取り組んでいく体制や準備をしっかりと整えてまいりたいと考えております。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、大木町総合防災訓練についての再質問でございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　訓練内容は変更されたが、ほぼ毎年のように何らかの防災訓練は行ってきてあることは分かりました。

しかし、聞く限り、担当者間の訓練が多く、実際住民を交えた訓練は自治防災会の研修、訓練のようだったようです。これでは、災害時に混乱した住民の対応に担当者も困惑する事態となってしまうのではないかと思います。

例えば、校区で自主防災会と協力して避難所訓練や避難所運営訓練をしてみる、自治組織を意識した防災訓練を行えば、男性・女性の関係なく協力が必要なのがよく分かると思います。校区ごとに避難所訓練の計画をするのはいかがでしょうか。コロナ禍で、災害は待ってけませんので、まずやれることから進めることになると思いますけれども、計画するのはいかがかと思います。

昨年の2月ですが、大莞活性化委員会で、避難所運営シミュレーション、HUGに取り組みました。ご存じと思いますが簡単に説明いたします。

大規模災害時の応急対策活動の避難所運営をカードゲーム感覚で模擬体験できるものです。避難者の年齢、性別、国籍、それぞれ抱える事情が書かれたカードを引いていき、避難所となる体育館や教室に避難場所を確保していきます。ほかに本部開設やトイレの問題など次々と問題も発生します。決断することばかりです。考えられることを想定し、配慮し、体育館に配置していくのですが、このとき4班に分かれて取り組んだのですが、その中の1班が大変合理的に配置を地域割りしたんです。ある程度の家族構成だったり配慮が要る人だったり、問題は分かり合っている地域に任せる、本部がせやんと思っていましたが、本部も被災者であります。

ですから、お互い分かり合っている地域に任せることがその地域の防災力を高めます。何もせず地域力も防災力も高まるわけではありません。仕組みを考えていただきたいと思います。同じ釜の飯ではありませんが、大木町の場合は同じバケツに生ごみを投じているわけですから、少なからずほかのまちよりもご近所の力はあるはずです。

防災4助というのがあります。自助・公助・共助、そして近所だそうです。災害時の初動活動には、まず自分自身を守り、次に身近な人で助け合う。基本です。

内閣府の報告ですけれども、東日本大震災のときに誰が逃げると伝えたか、そういう統計がありまして、1位はもちろん家族、同居人、でも2位は近くにいる人、近所、友人、3位に福祉関係者という、4位に警察、消防署となっていました。同じように誰が逃げるのを支援したか。これも1位は家族、同居人です。2位は近所、友人、3番目に福祉関係者、4位に消防、消防団。

このようにご近所力を高めることが必要と考えます。いかがですか。しかし、このご近所力は地区だけでは高まらないんです。ほかと競うからご近所の団結

力がつくんです。家族は家では個々です。個人個人です。家を出ると家族というつながりを感じるんです。同じです。地域力を高めるために校区が必要なんです。ご近所力を高める仕組みの防災訓練を校区で実行し、そして何が足りないかを検証し合う、そこからがスタートとなると思います。先ほどの答弁にもありましたけれども、それから検証するという、それは本当に大事なことで、どのような組織をつくるかではなく、どのような防災の組織になれば災害時になるべく小さな被害で収めることができるか、それをつくり上げていることが自立になります。最初から完全な訓練ではなく、何が足りないかを知る、そこから考えた組織づくりのための訓練を行ってはいかがですか。答弁をお願いいたします。

議長　　ちょっと暫時休憩いたします。

休憩　　13時　分

再開　　13時　分

議長　　再開いたします。

答弁を許します。池末総務課長。

総務課長　　野口議員の再質問にお答えいたします。

町としましてはこれまでに、避難所運営に必要な資機材や備品等の準備を行ってきておりまして、昨年度、避難所の設営訓練を実施するなど、災害に備え

て円滑に避難所開設や運営が行えるように準備を行っております。

各自主防災会でも、これまでに複数の地区で、平成27年に実施しました町総合防災訓練にも多くの地区で避難訓練に参加していただいております、単独での避難訓練も複数回実施もされております。

実は、議員が申されますような校区ごとの避難訓練なんですけれども、今年の3月に、実は大莞校区の避難所、大莞小学校体育館を利用して、大莞校区住民を対象にという計画を立て、大莞校区の自主防災会のほうに参加の呼びかけをさせていただきまして、残念ながら全地域から手は上がりませんでした、7行政区のところから訓練に参加するということで準備も一定進めておりましたが、これも新型コロナウイルスの関係で、そのときは、3月は一旦中止し、今年度以降、また再開できるときに再開しようということで延期をさせていただいている次第でございます。

今後、万が一、大規模災害が発生した場合、多くの住民の方々が避難され、避難所を長期に開設しなければならない状況も想定されます。そうした中で、指定避難所を運営し、住民の身体や生活を守るためには、行政機関等の職員だけでなく、地域住民の皆さんの協力が不可欠でございます。

町が指定する避難所の開設、運営の責任者は原則として行政ですが、長期化する避難所運営においては、住民の皆さんが自ら主体となり、施設管理者や行政職員と協力して、避難所を利用する人々の様々な事情に配慮しながら、避難所を協力して運営していただくことも今後必要になっていくと考えられます。

平成30年11月に町で策定しました大規模災害時の指定避難所開設運営マニュアルを今年改定しております、今月これが完了いたします。

また、昨年度策定した新型コロナウイルス感染症対策版として新たに避難所開設運営マニュアルを策定しました。こちらを基に、行政と地域住民が協力、

連携しながら、共通認識を持って円滑に避難所の開設や運営を行うための研修や訓練等が必要だと思えます。

先ほど、防災訓練の今後の計画と、また予定も述べましたが、議員がおっしゃるような地域住民の積極的な参加や自主防災の活動活性化のためにも、校区ごとの避難所訓練を今後の防災訓練計画に盛り込みまして、早期に訓練が実施できるよう、今後の防災訓練計画をさらに見直して、取り組んでまいりたいと思えます。

以上で、再質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、大木町総合防災訓練について最後の質問ございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　課長、答弁ありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

被害の規模がグローバルなのが環境問題、地域的なものが自然災害、被害の展開のスピードが速いのが災害で、ゆっくりしているのが環境問題。しかしどちらも、持続的発展から考えると、本町が取り組んでいる環境問題と災害の問題はとても似ていると言われてます。気候変動に伴う自然災害への備えはいつときの猶予もありません。住民の安心、信頼できる、住み続けたいと思える、顧客満足度高い町となるにも、確実に対策を進めていただきたいと思えます。間に合わなかったでは済まされない。

住民の安全を一番に考える立場の町長に、自助・共助を育てる防災対策についてお伺いしたいと思います。

議長 答弁を許します。境町長。4分以内。

境町長 4分以内ということでございます。

2番、野口議員のご質問にお答えいたします。

本当に防災のことに关していろいろ調べていただきまして、いろんなご提言をいただきまして本当にありがとうございます。

ちょうどもうちょっとしたら田植のシーズン、田植のシーズンを迎えるといよいよ災害のシーズンであります。平成29年の九州北部豪雨から昨年の豪雨、4年続けて本町におきましても、特に山ノ井川周辺で、山ノ井川が越水して被害が発生しているというような状況が続いております。

これから本当に気候変動ますます深刻化してくると、当然災害も深刻化してくる。議員おっしゃるように本当にいつ起こるか分からない待ったなしの課題である、これはもう間違いないことでもあります。そういう意味では、本当に防災対策に関してはあらゆる対策を講じていかなければならないということは間違いないことだというふうに思っております。

今年は特にコロナ禍でありまして、ちょうど今ワクチン接種をやっておりますけれども、ワクチン接種時に災害が起きたときどうするのか、そういうことも担当課のほうでしっかり対応しておるようでございますので、そういうことも含めてしっかり対応してまいりたいというふうに思っております。

特に防災の視点で何が大事かという、先ほどから議員おっしゃられているとおり、1つはやっぱり地域力です。4助と言われました。自助・共助・公助・近所ですか。本当に自主防災会というのはまさに地域力の表れで、自分たちの地域、自分たちの命を守るということにつながるということのはっきりしていますので、私たちが今進めている自治会、校区コミュニティの活性化、こ

これはまさに地域力を上げること、それはすなわち防災力を上げることに繋がるといことでありますので、そういうことを意識しながらしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

それともう一つ、防災の視点でいうと女性力が今非常に問われているというふうに言われています。お昼に地域に残っている方の多くは女性でありまして、これまでの経験から避難誘導であるとか呼びかけであるとか、そういう中心になっているのは女性だというふうに言われています。

さらに、女性であったりとか小さい子どもであったりとか介護の必要な人、育児中の人、そういう弱者全てに対しての視点を持ち得るのは女性でありますので、これから防災活動の中心に、先ほど課長も申し上げましたように、3割の女性、これはもう必須だと、3割以上の女性にやっぱり中心に関わっていただくということが絶対必要なことだというふうに考えておりますので、そういう気候変動対策、地域づくり対策、防災対策、これは決してばらばらのものではありませんので、関連しているところは非常に大きいので、そういうものをセットで、お互いに連携して相乗効果を上げながら取り組んでいくということが必要だというふうにつくづく感じたところでありますので、今後とも今回の議員ご指摘の面を含めてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上で終わります。

議長 何か一言感想ありますか。野口裕子議員。

野口裕子議員 最後、時間いただきましたので。

この3月に配布されたハザードマップですけれども、大変よくできていると思うんです。ただ、家庭に配布されて保存版と、これが本棚や引き出しに保存

されてしまっていたらもう残念なことになりますので、いつでも見返すことができるように、ホームページとかでサイトを使われて紹介していただくようなことにしていただきたいと思います。

防災・減災については、住民の生命、尊厳、そして財産の保護が最優先で、今後も私も最大限の関心を持って引き続き質問させていただきたいと思います。どうも今日はありがとうございました。これで終わります。

議長 以上で、2番、野口裕子議員の一般質問を終わります。

それでは続いて、5番、古賀靖子議員の一般質問を許します。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 5番、古賀靖子でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問いたします。

今回は、大木町立の小学校、中学校に在籍している児童または生徒の保護者等に対し、学校給食に関わる経費の一部を補助している学校給食補助金について質問いたします。

今年の3月の定例会で中学校の給食補助金を200円上げることが議決されました。この提案理由は中学生のカロリー不足が挙げられています。

学校給食は、朝ご飯を抜きで学校に登校したり、貧困などの家庭環境が原因で家庭での食事に偏りがあるなど、成長期の子どもたちにとって重要な栄養素を取る大事な食事になります。

また、学校給食は、食事の正しい知識、季節や伝統的な食文化を学ぶなど、食育という教育の一環として明確に位置づけされています。このため保護者から学校給食に大きな期待を寄せているとの声も聞かれます。つまり、学校給食は、栄養を補うだけではなく、子どもの心身まで支える重要な役割を担ってい

ると言えます。

今年、令和3年4月より、給食費は小学校で毎月3,900円、中学校で4,800円になりました。この金額は、町からの給食補助金として小学校は200円、中学校は400円が含まれているため、保護者の負担金額は、実質、小学校で3,700円、中学校で4,400円となります。これは筑後地区でも最も安い給食費であり、保護者にとっては経済的な負担が軽減される一方、その金額の安さから量や質を懸念される声も聞かれます。

このことを踏まえて2点お尋ねいたします。

まず1点目、近隣で給食補助金を出している自治体とその金額、また、無償化の自治体についてお尋ねいたします。

議長　それでは答弁を許します。北原教育長。

教育長　5番、古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、学校給食の目標と大木町学校給食共同調理場（給食センター）の概要についてご説明いたします。

古賀議員が質問の要旨で触れられておりますように、学校給食の目標は学校給食法で示されており、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること、健全な食生活を営むための判断力と望ましい食習慣や明るい社交性、共同の精神を養うこと、食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深めることなどが挙げられています。食は生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となる食育もまた重要な教育テーマの一つであると言えます。

本町では、町内の児童・生徒に給食を提供しているのが大木町学校給食共同

調理場（給食センター）であります。給食センターは、現在の場所に平成4年4月に移転し、今年度で29年目を迎えます。職員は、所長（教育長兼務）1名、事務職員1名、栄養師（栄養教諭）1名、町正規調理員3名、会計年度任用職員4名、会計年度パートタイム職員9名で、毎日1,506食を年間約196日程度提供しております。

続いて、古賀議員1点目のご質問、近隣で給食補助金を出している自治体とその金額、また、無償化の自治体について答弁いたします。

配付資料①をご覧ください。筑後地域、県内の主な自治体の給食費をまとめております。

資料では、南筑後管内で給食費の補助をしている自治体は柳川市と大木町で、両自治体とも消費税が10%に引き上がりました平成29年4月から給食費の補助を開始しております。柳川市は、小学生200円、中学生400円、大木町は令和2年度まで小中学生ともに200円の補助をしておりました。令和3年度からは中学生の給食費の補助を200円増額して400円とし、小学生1人当たり3,900円、中学生は4,800円としております。保護者の実質的な負担は、小学生3,700円、中学生4,400円となります。また、第3子以降は給食費は無償としており、町費で補助しております。

県内では、筑豊地区の嘉麻市、川崎町では600円台から800円という高額な補助をしている自治体も見られます。

次に、給食費の無償化の自治体について答弁いたします。資料②をご覧ください。

文部科学省より出されました、少し古いんですが、平成29年度学校給食費の無償化等の実施状況調査結果を見ますと、全国1,740自治体の中で何らかの形で給食費の無償化を実施している自治体は82自治体、4.7%です。

資料②、4ページをご覧ください。学校給食費の無償化を実施している自治体です。

福岡県では、給食費無償化を実施している自治体はここには挙げられておりませんが、近隣の自治体では、佐賀県の上峰町が平成29年度から給食費の完全無償化を始めています。上峰町では、町内小中学校の在籍児童・生徒だけではなく、町内に在住し、県立学校や私立学校に通学する全ての児童・生徒も補助の対象としております。

また、同じく佐賀県みやき町では、平成30年度から町予算とふるさと納税をそれぞれ2分の1ずつ補助金の財源に充て、給食費の完全無償化を実施しております。

いずれにしても、給食費の無償化を実現するには相当の予算の継続的な確保が必要となってまいります。

以上で、5番、古賀靖子議員の1点目の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目について何か再質問ございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　北原教育長、ご答弁ありがとうございました。

先ほど提示された資料①で、筑後地区でも本町がいかに給食費が安いか理解いたしました。

また、福岡県では学校給食費の無償化の自治体はなく、全国的に見ても無償化している自治体は全体の割合で4.7、しかも小学校、中学校とも児童・生徒数が200人未満の自治体だとも分かりました。ありがとうございます。

このことから、ほとんどの自治体にとって給食費の無償化は、限られた予算の中で継続的な予算を確保することができるのかどうか大きな課題だと考え

られます。

また、本町では第3子以降は給食費無償となっているとの答弁で、他子世帯の保護者にとっては経済的な負担の軽減になり、子育て支援の一環になるとも考えられます。

さて、再質問ですが、この資料①の資料によりますと本町の給食費は平成29年からしか記載されていません。29年前のこの給食費はいつ頃から設定された値段なのか、教えていただけませんかでしょうか。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 5番、古賀靖子議員の再質問、大木町の学校給食費の値上げの設定の時期について答弁いたします。

配付資料①をご覧ください。

令和3年度の大木町の給食費、小学校3,900円、先ほど申しましたうち200円は市の補助、中学校4,800円、そのうち400円は町の補助です。この金額は平成9年に改定したものです。それまで、平成9年までは小学校は3,400円です。平成9年には300円値上げして3,700円に、中学校は3,800円を600円値上げして4,400円としました。消費税率が10%になる平成29年度に各自治体は給食費を改定しましたが、大木町は保護者の負担軽減という観点から、小中学校それぞれ児童・生徒1人当たり200円の補助金を与えて給食費の増加分に対応したところでした。このように、大木町では平成9年以降、保護者の支出する給食費は変わっておりません。

加えて、次に給食1食当たりの経費についてご報告いたします。

令和2年度の南筑後教育事務所管内の小学校の1食当たりの給食費は平均約

233円、大木町の小学校は218円、中学校は管内では1食当たり約280円です。大木町は256円と費用が抑えられています。

学校給食法の第11条には、経費の負担につきましては、施設、設備及び運営に関する経費は設置者の負担とし、食に関するものは食を受ける者の保護者が負担すると示されておりますが、給食費の設定につきましては保護者の負担感も十分に配慮しながら、地産地消の推進と併せて豊かな食材によるおいしい給食を提供するために、適切な給食費の設定について検討してまいりたいと考えております。

これで、5番、古賀靖子議員の再質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目について最後の質問ございますか。

1点目については終了ということで了解しました。

それでは、2項目めの給食費補助金設定の本町の見解についての質問を願います。

古賀靖子議員　給食費補助金設定の本町の見解について、そのままをお尋ねします。

議長　それでよろしいですね。

古賀靖子議員　はい。

議長　それでは答弁を許します。北原教育長。

教育長 5番、古賀靖子議員の2点目の一般質問、給食費補助金設定の本町の見解について答弁いたします。

近年、食材価格が高騰しており、主食の食材価格が上昇した分、副食分の食材が圧迫されています。そのため、今年度からやむを得ず、中学生の給食費を4,600円から4,800円に引き上げました。増額分の200円は、先ほど申しましたように町の補助金を充てています。しかし、それでも給食費は近隣の自治体と比較しますと最も低い水準となっています。

給食センター職員は、児童・生徒に給食では本物の味を味あわせたいとの思いで、化学調味料は使用せず、天然物の昆布などを使ってだしを利かせた献立を増やしています。しかし、緊縮した予算の中では、使用する量を制限し、できるだけ単価の安いものを使用するように努めています。

また、学校給食摂取基準として、発達年齢に即して摂取すべき栄養素の基準値が定められているため、栄養価を満たすためには、肉などの素材も安価なものを選んでおります。さらに、メニューにデザートをつける回数を減らすなどの取組により食材の高騰に対応しております。

しかし、これらの取組も食材に限られるようになるため、どうしても献立が固定化する傾向になります。学校では、栄養価のバランスが整っていることはもちろんですが、旬の野菜や果物、魚など豊富な種類の食材を取り入れた毎日の献立に変化を持たせた料理を提供し、児童・生徒の食育の場としての給食の充実を図ることが必要と考えます。

今後、給食費補助金の設定につきましては、以上のような本町の学校給食に携わる職員の意見を汲みながら、学校給食の目標を達成するという観点から、大木町学校給食共同調理場運営委員会の中で適切な給食費の設定と補助額について検討していきたいと考えております。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長　それでは、2点目についての再質問ございますか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　金額は一番最後に質問させていただきたいので、最初に、教育の一環として学校給食があるということで、質問させていただきます。

冒頭で申し上げましたように、学校給食には食育という教育の一環として明確に位置づけされています。

木佐木小学校では、平成27年、28年度、福岡県学校給食会研究指定を受けておりました。その研究結果報告の内容が県から認められ、推薦を受けることになり、平成30年度に文部科学大臣表彰を受賞しております。全国の小学校から数校しか受賞していないうちの1校が木佐木小学校であります。

この冊子は平成30年度文部科学大臣表彰校の取組を特集した冊子です。校長先生がどのように取り組んだかを詳しく説明されております。この研究は学校給食だけの取組ではありませんが、このような文部科学大臣表彰を受賞していることはとても名誉なことだと思います。

数年たちましたが、現在も引き続きこの成果を活かし、食育として教育活動されているかどうかをお尋ねいたします。

議長　暫時休憩いたします。

休憩 13時 分

再開 13時 分

議長 それでは再開いたします。

答弁を許します。北原教育長。

教育長 大変失礼いたしました。

5番、古賀靖子議員の再質問、大木町立木佐木小学校、平成30年度学校給食文部科学大臣賞を受賞した取組と経過について、現在の状況について要約してご説明いたします。

木佐木小学校は、平成27年、28年、福岡県学校給食研究校に指定、委嘱を受けまして、28年11月に研究発表会を開催し、29年度福岡県学校給食優秀校として表彰されました。

木佐木小学校では、食との対話を通して成長力、生活力、生命力を高める子どもの育成を研究主題に設定して、学校と給食センター、そしてPTA、保護者と連携した様々な実践活動に取り組みました。この成果が評価され、平成30年度に木佐木小学校を含めて全国で10校が表彰をされております。

木佐木小学校の研究の大きな特徴は、食に関する学習材としての地域の人・物・ことを取り入れた木佐木小学校食育カリキュラムを作成して、毎日の給食指導と併せて、食に関する知識や技能の定着を図る基盤学習と食に関する課題を主体的に迫及するテーマ学習を位置づけて、子どもの課題意識を大切にした系統的・継続的な指導を行っております。

そのほかにも、おにぎりチャレンジや夏休み朝ご飯コンテスト、家族のため

のお弁当づくり、昼食づくりなど、保護者と連携した活動を、発達段階に応じて食に関する学びが家庭で生かされるような取組を進めております。

現在、こういったおにぎりチャレンジ、夏休み朝ご飯コンテスト等につきましては、十分確認はできておりませんが、それまでの食育カリキュラム、これにつきましては学校の財産として、内容は改訂されながら継続して食育の振興に大きく活用されております。

もうちょっと加えていいでしょうか。ちょっと答弁がずれてまいりますけれども、今年4月に学校給食実施基準が改訂されまして、これは先ほども申しましたように子どもたち1人当たりの栄養摂取量を示したものです。例えば、12から14歳の中学生なら摂取カロリーが830カロリーとか、たんぱく質や脂質、食物繊維、ナトリウム、ビタミン類の接種数値が示されておりますが、この中に学校給食の食事内容の充実を図ることが示されております。

具体的には地場産の食材を利用すること。これは、生きた教材を使うことで、児童・生徒の地域の自然や文化、産業等に関する理解や生産者の努力、食に関する感謝の念を育む上で重要である、地産地消の有効な手段であると示されております。

また、我が国の伝統的食文化について、興味関心を持って学び、郷土に関心を寄せる心を育むとともに、地域の食文化の継承につながるように郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、児童・生徒がその歴史やゆかり、食材について学ぶ取組に資するように配慮すると示されております。まさにふるさと教育の典型的な取組の例であると考えています。

木佐木小学校の学校給食の研究も、このような考えに基づいた価値ある先駆的な実践だと考えております。この木佐木小学校の取組の成果を学校や町の財産として活かし、学校給食を核とした児童・生徒の生きる力としての食育の推

進に努めてまいりたいと思います。

これで、5番、古賀靖子議員の再質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、2項目めについて、最後の質問ございますか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　北原教育長、ありがとうございました。

では、金額の想定のことですので、最初の質問に回答いただいたことから質問させていただきます。

先ほど平成9年から給食費は変わらないということを答弁いただきましたので、20年以上も給食費が上がらなかったことに驚かされます。その間、物価が上がっています。給食費を上げずに、献立や調理を工夫されたことに驚かされています。給食センターの職員の方は、家庭環境による栄養格差を縮めるため、学校給食は本当に重要であると認識されているのだと確信しました。

給食センターの栄養士の方に献立や調理の工夫を尋ねました。例えば肉類です。牛肉は高いので豚肉や鶏肉に変え、最後はひき肉料理にしているそうです。しかし、ひき肉料理のときは、子どもたちが大好きなスパゲティーやミートソースや麻婆豆腐、煎り豆腐などの献立に変えることが多いそうです。そのときは給食の残量が少ないと聞いております。焼き肉が野菜いために変わっております。和牛から輸入牛肉の冷凍肉に変わっているところだと聞いております。給食費内に金額を抑えるためには、果物やデザート回数を減らしていく方法しかないという回答でした。

そこで、資料として皆様に配付させていただいております写真をご覧ください。今、私が説明した内容のことが写真で分かります。これが献立の推移です。

これは栄養士の方が毎日写真を撮ってあるそうです。ですので、数年間にどのように給食の内容が変わったかということがこれで分かると思います。

まず、最初の左の上で、カレーなんですけれども、これはわざわざ牛肉と書いていただきました。下もお肉なので同じじゃないかと思われるだろうと思ひまして。下は豚肉に変わりました。

左の上をご覧ください。イチゴです。イチゴはなくなりました。

次に真ん中です。真ん中は1品減っております。

右側です。ジャムがなくなりました。

本町の代表の特産品の一つであるイチゴが昨年からは給食からなくなりました。

また、資料2になっております、子どもたちが楽しみにしているクリスマスケーキはなくすことができないので、年々変わっているということです。まず、これが一番最初のクリスマスケーキだそうです。次に下にいきます。小さなクリスマスケーキに変わりましたと。次は、昨年は米粉のタルトに変わってしまったそうです。これが予算内に入る精いっぱいだったということです。

先ほどの答弁にありましたように、学校給食摂取基準として定められている栄養要素基準は守られております。このように、限られた金額の中で子どもたちの成長にとって不可欠な栄養素の基準を守りながら、可能な限りの給食の質や量を維持するとともに、給食を通じて子どもたちの学びや楽しみを確保することは非常に困難であり、大木町の子どもたちのことを思う関係者の皆さんの大変な努力によって支えられていると考えられます。

これを理解された上で、安全でおいしい学校給食の充実を継続していくための今後の本町の見解を再度お尋ねいたします。

議長      どちらにお聞きしますか。教育長でよろしいか。それでは答弁を許し

ます。北原教育長。

教育長　　まず初めに、私、説明で漏らしております。給食費の食材に対する補助ですが、町のほうから地場産の助成金ということで、できるだけ地元の農産物等を利用するようということで、毎年町のほうからも50万、あるいは70万近くの助成金をいただいております。

それから、これは給食費ではありませんけれども、今年度から牛乳瓶の使用がなくなりましたが、それまで、牛乳瓶の輸送、あるいは牛乳瓶の洗浄に係る経費ですよね、これにつきましても、牛乳瓶リユースの事業者への補助金として、これも町のほうから、牛乳瓶を活用するというので、これも60万ぐらいの補助をいただいて給食の運営が成り立っているということを、まずもってご報告いたします。

給食費の補助金の改定につきましては、非常に私も難しいんですが、町の財政力とか町の施策等も直結してまいりますけれども、やっぱり一番は子どもたちが本当に給食を楽しみにする、栄養の摂取は当然ではありますけれども、行事に応じた行事食とか、季節に応じた食材、果物、そういったものを適切に食して、食育の大切な指導の場であります給食の中で、例えば地域で取れたイチゴとかアスパラとか、そういったものをきちっと食材で活用していくと、そういったものが非常に大事だと思います。

私も、以前勤務していた現職のときには、地域の生産者の方が学校にお見えになって生産者の思いを説明されて、そしてそこでブドウやナシやイチゴを食べると、そういう食育の取組がなされている。

そういった意味で、地産地消ということを進める意味でも、非常に経費等も重なってくると思いますが、適切な価格というのは、ここでは私もまだ明確に

示すことできませんが、豊かな給食の献立、メニューを提供するという、行事食とか地域の食材を生かすという、そういった観点で、献立の中から必要な経費を算出しながら、どのくらいの給食費が必要なのか、そして町の助成金はどれくらい可能なのか、そして保護者の負担をどうするのか、そういったことも含めて総合的に学校給食の共同調理場の運営委員会の中で協議してまいりたいと、そして町のほうに提起していきたいと考えております。

以上でございます。

議長 1分ありますので、一言感想か何かあれば。5番、古賀靖子議員どうぞ。

古賀靖子議員 ありがとうございます。

私も、大木町が給食費が安いというのは聞いて知っておりました。安いから本当にいいんだろうなというよりも、あ、よかったなと、子育て支援になるなというふうに、ただただそれだけしか思っておりましたが、今回、写真の推移を見てみますと、やっぱりこんなに変わっていているんだなということで、楽しみが少しずつ減っているのではないかなと危惧しております。

その中で1つだけ、去年、コロナによって、令和2年度は福岡県の補助事業による申請があったそうです。福岡県の助成による博多一番どりの特別割引価格というので供給されております。また、福岡県の補助事業、福岡県和牛肉等販売促進緊急対策事業として、県産和牛1人100グラムが無償提供されているそうです。本当にうれしかったと。100グラムですので3回に分けて献立を考えた。子どもたちに和牛を食べさせられると、本当にうれしく思いましたということでした。

今年も、そういう申込みが、申請があったそうなんです、今年も魚だったそうなんです、これには漏れたと言っておりました。とても残念だったということです。

このようにして、本当に努力を重ねながら、何とか子どもたちにおいしい、栄養のある給食を提供したいというふうに努力してありますので、ぜひ本当に考えていただきたいと。迅速に。お願いしたいと思います。

以上です。

議長 以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。トイレ休憩だけということで、再開を14時10分とさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

休憩 14時03分

再開 14時10分

議長 それでは再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番、北島好昭議員の一般質問を許します。北島好昭議員。

北島好昭議員 6番、北島好昭です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、質問の1点目は、クリークの復元と資源の循環をというタイトルにて

町長及び担当課長に質問をいたします。

本町面積の14%を占める網の目のように張り巡らされたクリークが、近年、堆積した泥土の浚渫が思うように進まず、クリークが持つ貯水能力が著しく損なわれるとともに、想定を超える短時間集中豪雨により毎年のように内水氾濫が発生していますが、クリークが持つ貯水機能を復元することができれば氾濫を一定抑制できると考えますが、泥土の浚渫には、1、重機が持ち込めない住宅地では泥土の浚渫が困難である、2、重機が稼働できる農地においては浚渫した泥土は現地処理が前提のため完全な浚渫が困難であるというような問題があるかと思いますが、町長にはその問題以外にも何がしかお考えがあるのかお尋ねをいたします。

議長　それでは答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　6番、北島好昭議員の一般質問にお答えします。

近年、想定を超える局地的な集中豪雨が多発しており、内水氾濫等により、大規模かつ長時間の浸水によって、家屋や農業等に被害をもたらしている状況で、4年連続浸水被害が発生していることから、国営幹線水路の制水門の操作員などにご協力をいただき、豪雨が予想される場合、先行排水を実施し、洪水調節容量を確保して、被害の軽減に努めています。

さらに、本年度からは建設水道課に総合利水治水対策グループが設置され、クリークの水管理部門を一本化するとともに、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町の筑後川下流地域7市1町で、クリークを活用した先行排水を広域的かつ効果的に実施するための取組に着手します。

国営筑後川下流土地改良事業及び県営の関連事業において整備されたクリークの水位は、通常の水管理を田面下1メートルとして計画されており、かんがい期の用水確保はもちろんのこと、大雨時には一時貯留する機能を持ち、平地におけるダム役割を果たしています。

当時は土水路でしたが、大雨・洪水時に備え、急激に水位が低下してもり面が崩壊しないように、国営や県営の防災事業（平成11年から令和2年度まで）でのり面護岸や堆積土砂の浚渫等の整備を行ってまいりました。整備が完了した今日では、筑後川下流地域に広がるクリークを有効に活用することで、豪雨に伴う浸水被害を軽減することが可能となっております。

本年度は、試行として通常の水管理水位から30センチメートル以上は水位を低下させ、約910万トンの空き容量を確保する計画です。これは寺内ダムの洪水調節容量700万トンを超える容量となり、これまで以上の被害軽減が期待されています。

このように、幹線水路では以前にもましてクリークの貯水機能を活かした取組が行われるようになっていますが、集落内の水路に関しては泥土がたまり、貯水能力が低下しているのは北島議員がおっしゃるとおりだと思います。その機能を回復させるには堆積した泥土の浚渫が不可欠ですが、事業が進まない理由もまた北島議員のご指摘のとおりです。

重機が持ち込めない住宅地では泥土の浚渫が困難であるについてですが、同様の要望箇所が多くは、泥土の浚渫に伴い、既設の護岸の転倒、背面土砂の流出など、様々なリスクを伴うケースが多く、既設護岸の根固め工や土水路であればのり面護岸の新設等を併せて行う必要があり、慎重さが求められる上、どうしても経費が膨らんでしまうことになります。

また、宅地の護岸工事は所有者等が簡易的に行っているケースも多く、住宅

等の建物も隣接しているなど、住宅地隣接水路の浚渫は実施しにくいのが現実です。

また、重機が稼働できる農地においては、浚渫した泥土は現地処理が前提のため、完全な浚渫が困難であるについても、泥土は含水率が高く流動性があるため、そのままでは標準仕様ダンプトラックに山積みできず、処分費用も高額になることから、隣接田畑の畦畔のかさ上げ等に活用している状況であります。

さらに、浚渫土には様々な異物が混入しているケースが多く、浚渫土を広げさせていただく農地の所有者等に同意が得にくく、異物除去の対策も大きな課題となっております。

私たちの生活に密接に関係している水路を、これからも末永く大切に維持していくためには、堆積した泥土の浚渫は避けては通れない課題であることは重々承知しておりますので、これからも関係機関や隣接自治体とも協力しながら解決策を探ってまいります。

以上で、6番、北島好昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目のクリークの復元と資源の循環についての再質問ございますか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　答弁ありがとうございました。

今の答弁について質問をまたさせていただきたいと思いますが、答弁中において広域的な先行排水の取組を近隣自体を含めて試験的に実施するというところで、内水の氾濫等の抑制にということのお話をお伺いしました。

確かに先行排水によって貯水量を確保するということは、一定氾濫を抑制する効果はあろうかと思うんですが、いずれにしても、野口議員の質問時にも答

弁としてありましたが、排水先の有明海あるいは筑後川の状況次第では、先行排水も思うようには、思わぬ短時間集中豪雨ということになれば、思うような効果を上げることができないということも考えられますし、それが幹線水路では一定そういった貯水量の確保をできると思うんですが、土地改良地区外のクリークにおいて、堆積泥土の浚渫を併せて実施することが、さらなる抑制効果を生み出すことにつながると確信をしているところです。

については、町執行部におかれても、先ほどの答弁でも、クリークの泥土浚渫が重要であること、また泥土の処分に課題があることを認識されており、本件については問題意識を共有していると理解をいたしました。

引き続き、課題の解決に向け質疑を続けたいと思っております。

まず、重機が寄りつかない住宅地内についてであります。答弁にあるように、隣接する住宅の護岸や建物に影響を及ぼすまでの浚渫は無理かと思いますが、通水を確保するぐらいの浚渫は、これはやらなければいけないだろうというふうに思っております。そのためには、ユンボ等の重機がなかなか現場に行くことができませんが、以前、柳川市では持っておるという話も聞いたことがあります。吸引車によるところの泥土浚渫は可能であるのではなかろうかと考えているところです。

また、農地に隣接するクリークの浚渫土を全量農地に還元できれば浚渫のスピードアップが図れるんですが、答弁でも触れられたように、隣接農地に泥土を広げることは、地権者の同意を得ることは困難と思われまます。

そのことからお尋ねをしますが、浚渫した泥土を一定期間保管する貯留地を各校区に1か所、または最低でも町内に1か所設け、一定、乾燥したかんがい期に分別、再資源化を行い、町民の皆さんに資源として還元する仕組みづくりの具体化を早期に検討する考えはありませんか。お尋ねいたします。

議長　それでは答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　北島好昭議員の再質問にお答えします。

確かに、隣の柳川市におきまして、以前はバキューム車のほうを直営で購入し、そういう住宅地等のバックホーが近づけないような、そういうところの対応していたことは私も承知しております。

また、処理場につきましては、柳川市の場合は干拓地に大きな市の処理場を持っておりましたので、そこを大きく掘り込んで、その掘り込んだ中にバキューム車で処理した土、土といいますか、泥土を処分していたというふうに思っております。恐らく今、ヒマワリとかああいうところ、観光化している場所ではなかったかなというふうに思っております。

ただ、これにつきましても様々な課題があったと聞いておりまして、そちらについても、また私どもとしてもバキューム車の導入について聞き取り等を行って調査をさせていただきたいというふうに思います。

また、先ほども、これもご提案いただきました、校区ごとに1か所もしくは町内に1か所、土の処分場というのを設けたらいいんじゃないかというようなご提案でございました。

こちらにつきましても、私もそういう場所があればいいんじゃないかなろうかと思っているところは前からございましたけれども、まず、この処分場に未改良のまま持っていくというところの課題でございまして、先ほども申し上げましたように非常に含水比が高く流動性ございますので、それを取りあえず捨場まで持っていくという、1次処理といいますか、それをどうしても、例えばセメント系ですとか石灰系の固化剤を使ってしまうと、その後の再利用について制

限されるということもございますので、そちらについてもまた改めて検討はしていくべきではあると思っております。

また、そういう場所の提供または、どうしても土砂の運搬になりますので、道路をどうしても汚しがちになりますので、住宅地等ではなかなかできないと思いますので、そういう適した場所があるのかどうか、そういうところも含めて調査、研究等を行っていったらというふうに思っております。

以上で再質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、この件についての3回目の質問、お願いいたします。北島好昭議員。

北島好昭議員　再質問への答弁、ありがとうございました。

そちらも課題であると認識してあるとおり、浚渫土の資源化に向けては、運搬、保管、再利用に向けた工程など課題が多いと思いますが、総務建設産業常任委員会では本年度に調査研究をすることとしておりますので、委員長に黙ってではあります、後から怒られるかもしれませんが、早期の実現に向け委員会の調査研究に主管課である建設水道課を参画させることを町長に了解できるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長　6番、北島議員のご質問にお答えいたします。

本当に貴重なご提案いただきまして、ありがとうございます。議員も認識されているように、14%の掘り割りを持つ大木町にとって堀の汚泥対策という

のが本当に大きな課題でありまして、なかなか決定的な打開策、解決策が見いだせないでいる。その中で総務建設産業常任委員会のほうでこの研究をしようという、そういうのろしを上げていただいた、それはもう当然執行部としてもできる限りの協力はさせていただきたいと思いますので、ぜひぜひ取組を進めていただきたいと思います。

本当にこの泥土をどうするのかというのはいろいろ課題があって、本当にケース・バイ・ケースだと思うんです。ただ、基本的な考え方として、議員、先ほどバキュームカーによる泥土の吸引というお話もされましたけれども、たしか役場の北側水路で1回やったことあると思いますけれども、あれに産廃処理まで入れるととんでもない金額になってしまって、あんなことしよったらもうとてもじゃないけれども財政もたないということになるかと思います。

もちろんケース・バイ・ケースで、本当にやむを得ないときはそういうこともあり得るのかもしれませんが、基本はここで議員が述べられているように循環ですね。この泥土上げのキーワードというのはおっしゃるように循環、協働、持続可能だと思うんです。要するに泥土を昔のようにできれば田んぼに上げて再利用して。もともと非常に肥沃な土壌が堀に流れ込んでいますから、それを上げることで農地と地力を維持してきたという先人の知恵がありますので、それをやっぱり復活させないかん。

ただ、昔のように地域でごみ上げ機を持ってというようなことはなかなか難しいでしょうから、そこら辺をどういうシステムの中で地域の人と協働で泥土上げをやっていくのか、あるいは、一定、地域と行政の役割分担、水路によるのかどうするのか、役割分担をやっていくのか、そこら辺についても仕組みをつくる必要があると思いますけれども、あと、泥土上げするときの仕方ですよね、昔はごみ上げ機で中に入ってこうして魚も一緒に取りよりましたけれども、

なかなかそういうことも、一部復活してやっているところもありますけれども、全地区でというのは難しいんで、何か水中ポンプの大型化みたいなやつで、ユンボか何かについてうまく泥土だけ上げるような仕組みができないか、実はこれ国のほうにも、とにかく掘り割り地域にとって泥土の対応が非常に大きな課題だと、どうやって上げるかというのは非常に大きな課題なんで、その上げるシステム、機械などの開発をお願いできないかということは提案したことがあるんですけども、そういうのは1つしっかりどういう形で上げていくのかということの研究していかなければいけないと思っています。

その上で、議員おっしゃるように、基本的には田んぼに泥土を上げて土壌改良剤として再利用する。ただ、そのときに、ごみが入っていないようにするためのそういう機械を含めるところの仕組みが必要ですし、場合によっては、どこか一時的に保管をして、改良土みたいな形で町民の皆さんに使っていただくような仕組みも併せて考えていく必要もあるのかなというふうには思っていますので、本当、議員おっしゃるように課題でありまして、具体的な解決策を提示しろと言われてもできませんので、先ほど議員ご提案いただきましたように、常任委員会のほうでぜひぜひ、私どもと一緒に考えていただければ本当にありがたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長　では、この件についてはよろしいですか。あ、一言。どうぞ、北島好昭議員。

北島好昭議員　町長、ありがとうございます。

確かに昔のようにごみ上げ機で上げて農地に還元するというのが一番理想だと思うんだけど、じゃ、今、地域にどれだけそういった労働力があるのか、

それこそ先ほど言うように混入した異物を誰がどう分けるのか、選別するのか、それを考えるとやっぱり機械に頼らざるを得ないというのが現状だろうと思います。

そういったことで、大いに建設水道課を使ってくれということでもありますので、常任委員会とすれば早期の実現に向けて委員長にお願いをし、やっていきたいと思いますので、最後までのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次の2点目に入りたいと思います。

議長　　お願いします。

北島好昭議員　　それでは、次の質問に移らせていただきます。

行政組織機構の見直しによる町民サービスの向上はあったのかということで、本年4月1日付にて発足をした現組織機構は、2か月強を迎えた今日において、執行部が意図した町民サービス向上の成果を見いだせているのか、まずお尋ねしたいと思います。町長、よろしくお願いします。

議長　　それでは答弁を許します。境町長。

境町長　　6番、北島好昭議員の一般質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、本年4月から行政組織機構改革を実施いたしまして、新たな組織体制で業務がスタートいたしました。議員各位には、新たな体制による町政運営について、特に行政サービスに対する影響など、ご心配をおかけしております。まだ新たな体制が発足して2か月余りであり、十分な検証はできておりませんが、現状における状況をご説明申し上げます。

今回の行政組織機構改革のポイントといたしまして、まず係の事務分掌を廃止いたしまして、業務の見直しであったり、新たな課題などに柔軟に対応できる、そういうような体制といたしました。

また、課を部門ごとに統合し、縦割りの解消と業務の効率化を目指しました。

主な統合部門といたしましては、企画・財政・生涯学習・環境を統合してまちづくり課、健康課・福祉課を統合し健康福祉課、学校教育課・子ども未来課を統合し新たな子ども未来課にしたこととございます。

さらに、組織機構改革に伴い役職を変更いたしまして、マネジメント力の強化を目指したところでございます。

今回は、議員ご質問の町民サービス向上の成果に直結する課の部門ごとの統合の運営状況についてご説明を申し上げます。

まず、新子ども未来課におきまして、旧子ども未来課と学校教育課が統合いたしまして、中学生以下の子どもに関連する窓口を一本化することにより、妊娠・出産期から子どもの義務教育期まで、切れ目のない一貫した体制による行政サービスを提供できるようになったということで、子育て世代にとって非常に分かりやすく、しかも安心して子育てができる子どもとその家庭の見守り支援体制を充実させることができたというふうに考えております。

特に虐待やいじめなどが深刻化しており、切れ目なく対応することの必要性もあることから、現在、国も子ども庁新設の検討を開始しております。

また、コロナ感染対応や要支援家庭への対応につきましては、課内で情報共有や一貫したスムーズな対応ができておりまして、機構改革の成果だというふうな報告を受けております。

次に、健康福祉課についてでございますが、もみじ倶楽部やアクアス大喜楽サロン等の様々な介護予防事業や保健事業と介護予防の一体的実施など、これ

までであれば、健康課、福祉課との課を超えた連携が必要な事業がどんどん増えてきておりますけれども、健康課・福祉課を一体化いたしまして健康長寿グループ、保健福祉グループに業務を再編成することで、より効率的に健康・福祉サービスの提供が可能になったと考えております。関連する業務について、チーム・グループの枠を超えていつでも打合せ、業務調整ができるようになって、連携が取りやすくなったとの報告を受けております。

特にコロナ対応におきましては、業務量が予想以上に多く、全職員で協力して何とか対応できているというような状況でございます。

また、健康福祉課はフリーアドレスデスクを導入いたしておりますが、職員の配置を臨機応変に対応することが可能になったということでもありますけれども、まだ職員の席が固定しがちでありまして、まだ十分活用できていないと感じております。電算リプレイスとWi-Fi環境の整備、文書の電子化などを導入することで相乗効果が得られるものと考えております。

次に、まちづくり課につきましては、企画課・環境課・生涯学習課・財政係の3課1係を統合しましたことで、業務範囲が最も広い部署になりました。

まちづくり課の目標は、今年度からスタートさせました自治総合計画の基本理念に掲げております「循環、協働、自治」の3つのキーワードを本町のまちづくりの骨格、屋台骨として具現化させていくこととでございます。これまで培ってきた循環のまちづくりをさらに進化させ、町民の皆さんとの協働を広げていくことが不可欠であり、これからのまちづくりの主役である地域自治の推進においても、町民の皆さんの理解と主体性が求められております。そして、これらを推し進めていく上で必要な町民の皆さんとの情報の共有、さらには共に学び、成長していくための生涯学習といった施策を包括的に取り組んでいくこと及び自治総合計画に掲げた政策・施策を着実に進捗させてくために、統合的

な調整と進行管理をまちづくり課に期待したところでございます。

組織機構改革により共通して言えることといたしまして、新しい課題への対応や職員間の連携が取りやすくなったということは言えますが、一方、課題といたしましては、課の業務範囲が広がったことで全体的なマネジメントが非常に難しくなったこと、特にまちづくり課におきましては業務範囲が特に広く、勤務場所が複数箇所に分散しているという状況もございまして、職員の戸惑いの声もまだ多く聞かれております。課長を頂点に、副課長や主幹のしっかりとした連携によるマネジメント体制を定着させていくことが特に重要だというふうに感じています。

また、組織機構改革に伴い窓口カウンターや案内看板などを更新し、町民の皆さんに利用しやすい役場を目指しておりますが、今後、接遇の向上や手続の簡素化など、内容の町民サービスの充実を図ってまいります。

いずれにいたしましても、まだ発足して2か月余りであり、全体の評価を推し量ることは難しいと思っておりますが、常に課題を認識し、マネジメント体制の充実と職員の理解を図りながら、町民サービスの向上と生産性向上につながるよう努めてまいりますので、ご理解いただきご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、6番、北島好昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、機構改革に関する再質問ございますか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　町長、丁寧な答弁ありがとうございました。

答弁を聞いておりますと、若干の課題はあったが、おおむね良好に推移をし

ているとの感触のようですが、これは、とりわけ混雑をする新年度当初、混乱も生じなかったということについては、職員の皆さんの頑張りによるものではないかというふうに思っております。まさしく職員力が発揮された結果であろうと思います。

確かに新機構の発足から2か月足らずの今日段階において、新機構が町民サービスの向上につながったのか、議会としましても適当な時期を見て大木町議会行政組織機構改革評価特別委員会による検討、評価を行うこととしておりますので、その節にはご協力方お願いしておきます。

さて、機構見直しと併せ、受付窓口の改組やボランティアによる総合案内をされ、相当役場の敷居も低くなり、気安く来所できることとなったと喜んでおったんですが、いつの間にかボランティアのお姿も見えなくなったようですが、どのような経緯で総合案内がなくなったのかお尋ねをします。

また、新機構後の議会答弁なんですけれども、合体したところの新設課長さん、代表課長さん、大変だと思っんですけれども、やっぱり課を代表する人は課長なんだから、議会答弁も本来は副課長とかじゃなくて課長がすべきものだろうと思っんです。臨時議会以降ずっと見ておると持ち場、持ち場の副課長さんが答弁されておると。従来と変わらんような人数で答弁されておるようですが、課の代表者ということになれば課長というのが、大変だと思っんだけれども、そこまで幅広く頑張っただけが必要があるんじゃなかろうかというふうに思っています。

そういったことで、どのような経緯で総合案内がなくなったのか、それと課長のありようについてお尋ねをしたいと思っいます。町長、お願いします。

議長　それでは答弁を許します。境町長。

境町長 6番、北島議員の再質問にお答えいたします。

まず、案内ボランティア。本当に、機構改革後ということもございまして、町民の皆さんに親しみやすい役場にしないといけないということで、発案も町民の方からいただきまして、実際募集をしてお参加いただいて、窓口で挨拶であるとか案内であるとかしていただいたと。例えば雇用している職員とか、そういう方が案内するのも確かにいいと思うんですけども、ボランティアの方が町を盛り上げたいというそういう精神で協力していただく、そのこと自体が本当に貴重なことだというふうに考えておりまして、大変ありがたいと思っています。

ただ、途中で中断させていただきましたのは、5月連休前後、本町におきましてもコロナ患者が急速に増えまして、5月12日からは緊急事態宣言であると。案内に当たられる方に関しましてはやっぱりお客さんと近距離で直接お話をされる機会等も多いということ、カウンターの中に入ってじゃなくて外で案内されるんで、お互いに、案内するほうもされるほうもリスクが高いということで、コロナの緊急事態宣言下についてはちょっと中断をしようという、双方のお話合いの中で決めさせていただいたというふうに聞いております。

コロナが落ち着いたら、またぜひこういう形でボランティアの方に、役場が町民の皆さんに利用しやすいようなそういう雰囲気をつくっていただくということにご協力いただければありがたいなというふうに思っています。本当にすばらしい取組だというふうに思っております。

続きまして、機構改革によって副課長、課長という形で、議会対応についても議員の皆様におかれましては少し戸惑われている点、もしくはご迷惑をおかけしている点もあるかと思っております。

機構改革について、大枠のところは決めて進んでいますけれども、例えば管理職の在り方、おっしゃるように例えば議会の答弁の在り方、例えば管理職の置き方も含めて、これからもう少し試行錯誤していかないといけないかなど。いろいろまだ課題もございますので、そういうところを含めてそれぞれの課のマネジメント体制をどういうふうにしていくのが一番いいのかということはまだまだ検証が必要かなという、そういうような感じは持っております。

議会答弁におきましても全て課長が実施するのがいいのか、ある程度大きなところ、例えば環境課とかまちづくり課とかはかなり分野が大きいので、そういう部分について少し議会答弁も含めて分けたほうがいいのか、そこら辺についてはもう少し検証させていただきながら改善を加えていきたいというふうに思っています。

ちなみに、何とんでも組織が大きくなってくると課題になってくるのがマネジメントだと思っています。この間、まちづくり課の主幹以上の方に集まっていたいて、まちづくり課、何で一体化したのか、こんな大きな組織に一体化したのか、今後のマネジメントをどういうふうにお願ひしたいのか、そこら辺について意見交換なり私の考え方を述べさせていただきました。

まちづくり課というのは本当にまちづくりの骨組みをつくるどころ、それぞればらばらの課でやってもいいんですけども、やっぱり骨組みをつくるどころは一体的に取り組んでいきたいと。環境のこれまでの協働の取組であったりとか、地域自治の問題であったりとか、情報共有の問題であったりとか、もちろんその裏づけとなる財政であったり総合計画であったりとか、そういうものをやっぱりしっかり連携して取り組んでいく必要がある、その頂点に課長に立っていただいて調整をお願いしたい。

なかなか大変な作業ではありますが、マネジメントのときに必要な考

え方というのは、1つはグループを統括するグループごとのマネジメント、これは例えば主幹であったりとか副課長であったりとかが主に担当すると思います。それとあと、大事なものは、主幹、副課長、課長が集まって、その課の目標をどう達成していくために調整をしていくのか、この分のマネジメントが重要だというふうに思っています。

そこら辺のところをしっかりとやりながら、しっかりとしたマネジメントによって当初の目標を達成、もしくは職員一人一人が本当に働きやすいような職場環境をつくっていただくということを、これからも管理職の皆さんにはお願いしてまいりたいというふうに思っています。

以上で終わります。

議長　それでは、機構改革に関する最後の質問ありますか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　総合案内について、コロナの関係でお休みをしているということを知りましたので安心をいたしました。

直接的に今から言うことは機構の見直しに関係する部分ではないんですけれども、自治総合計画を冊子という形でいただきました。ポケット版でつくったのかどうかは知らないけれども、非常に小さいサイズでいただいたんですが、本が小さくなればおのずと文字が小さい、高齢者、視力が弱った人にやった場合には非常に目が疲れる、見づらい、内容が読み取れない、それをいただいた結果、優しくないなど。町民の皆さんと協働したまちづくりをやろうという姿がこれではなかなか読み取れんなどというふうに感じたところですので、もし今後、増刷あるいは、ガイドブックかな、概略本、そういったものを作成する時

期があれば、もうちょっと文字を大きくしたようなものをつくっていただければいいなという希望を言って終わります。どうもお疲れさんでした。

議長 以上で、6番、北島好昭議員の一般質問を終わります。

最後に、9番、徳永伸行議員の一般質問を許します。徳永伸行議員。

徳永伸行議員 9番、徳永伸行でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、先ほど北島議員のほうから提案がなされましたけれども、私も3つぐらいやりたいことがありまして、その一つが泥土の浚渫問題です。あと2つは亀とトイレの問題です。ひとつよろしくお願ひします。

それでは本題に入らせていただきます。

平成4年頃、食料自給力の維持管理を図り、農業の生産性の向上と農業構造の改善を推進するとともに、需要の動向に即応した農業生産の再編成を促進するため、大木町でも農業基盤整備事業が実施されました。

我々の地区でも機械利用組合が平成5年に発足し、共同して農作業に当たってきました。そのときに、個人所有のコンバイン、田植機などは一部を残し全部処分して、共同で農作業に当たるということにしてきました。

機械利用組合がつくられたのは、一線を退いて定年退職した一般サラリーマンの人でも、農地を持っていない方でも農作業に参加してもらおうと考えてのことです。

しかし、現状では定年年齢も65歳、70歳と延びてきています。農家の後継ぎも、農業に従事することなく、他の職業を選択するようになってきております。だんだんと後継ぎがいなくなってきました。

私たちの地区では対応策として、集積面積12ヘクタール程度ですが、平成28年に法人化に踏み切り、法人化をすることで農地が守られ農業が継続できるならばと思い、共同作業の幅を広げ、農地を持っていなくても農作業に積極的に参加できるよう、しやすいようにと考えてのことです。

施設園芸は、新規就農者、若い後継者も増えてはきましたが、米、麦、大豆の新規就農者、後継者は成り手が非常に少ない、また、定年年齢になっても囑託で連続して勤めを延長されている。今年退職して初めて農作業に参加してくれた人は72歳の人一人でした。

現在、農作業している人は高齢化が進み、米、麦、大豆の生産農家のほとんどが60歳以上の高齢者となっております。町としては今後の対応をどう考えてあるのかお尋ねします。

議長　それでは答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　9番、徳永伸行議員の一般質問にお答えいたします。

後継者問題についての行政の考え方、1つ目ですが、後継者の確保につきましては、農業の構造的な問題と農業経営体の経営の課題、この2つを整理する必要があると考えております。

最初の農業構造的な問題とは、我が国の人口がかつてない高齢化・減少局面にあり、農業就業者が引き続き減少することが見込まれる中、農業の担い手を育成確保し、将来にわたって持続可能で、力強い農業を実現するための方策を実行することが求められています。

しかし、現在の農業就業者は、議員ご指摘のとおり、農業担い手は高齢層が農業労働を担う現状となっており、平成27年は208万人の農業就業者の約

7割が60歳以上で、2020年の農林業センサス、これによりますと160万人となり、この5年間で48万人の農業就業者の減少が見込まれ、高齢化による離農が顕著に現れた状況が公表されました。

一方で、国の農業構造の展望として、令和12年は、農業就業者140万人のうち、その約6割が60歳以上で、49歳以下は平成27年の35万人から37万人と農業就業者が減少する中において、年齢構成のアンバランスは若干改善される見通しが描かれております。

これらのことは、「農業・農村を次の世代につなぐために」をスローガンとした食料・農業・農村基本計画の基本方針と、それに沿って推進されます様々な施策と補助（交付）事業が十分機能した場合を前提としたものでございますが、本町においての農業政策は国が支援する様々な補助（交付）事業に支えられていることを鑑み、担い手である農業経営体が様々な支援事業を活用していくことで、農業の担い手の育成・確保が図られ、将来にわたって持続可能で、力強い農業の実現につながるものと考えております。

次に、農業経営体の経営の課題についての行政の考え方も、基本的には他産業並みの所得を目指すことと併せ、新たな技術を活用した省力化や生産（収益）性の向上を図る取組を推進する必要があると考えます。

後継者の確保、経営継承策の具体的な取組としては、平成24年度に開始されました人・農地プラン、令和元年度には人・農地プランの実質化として、地域での話し合いに基づく地域農業の担い手及び離農者の把握と公表を義務化され、本町においても人・農地プランの実行を図る上で欠かさせない農地利用の最適化の推進を図るため、令和3年3月議会において委員報酬の上乗せ条例を可決いただき、大木町農業委員会委員による離農希望者との相談活動や高齢農業者の意向調査を進め、担い手とのマッチングをさらに推進していくこととしてお

ります。

また、現在、11の集落営農法人につきましては、今年度も人・農地プラン地域検討会を開催する予定であり、その話合いや個別の相談におきまして、具体的な農業経営計画改善が明らかになれば、当課において要件を満たすような事業選定の検討等と併せ、採択要件の確認を進めてまいりたいと考えております。

また、補助（交付）事業の実施計画時には、福岡県筑後農林事務所並びに南筑後普及指導センターとも十分連携しながら、本町の農業、農村を次の世代につなげ、持続可能な力強い農業の実現が図られるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、9番、徳永伸行議員の一般質問、後継者問題についての行政の考え方、後継者の確保に対する答弁は終わります。

議長　それでは、1点目の後継者の確保についての再質問ございますか。9番、徳永伸行議員。

徳永伸行議員　産業振興課長の力強い回答をいただきまして、ありがとうございます。

実はうちも後継者がいないんです。子どもは3人おりますが、3人とも家を出て、農業以外の仕事に就いているんで、地区全体で後継者というのを考えていかないかなとしみじみと考えているところです。

今後も省力化、作業の効率化を目指して頑張っていきたいと思いますので、ひとつ産業振興課のほうでも強力に後押しをお願いして、これはお願いということで、次の質問に入らせていただいてもいいですか。

議長　それでは、2点目の環境改善について質問をお願いします。

徳永伸行議員　農業機械の改善もかなり進み、大型化・自動化もかなり進んできました。しかし、それなりに値段も上がって、操作も複雑になってきて、簡単には導入できないのが現状です。特に高齢者の人にパソコン積んだトラクターとかコンバインとか動かせというのが大分無理な状態になってきております。

また、当初基盤整理されたとき、田んぼは所有者のことを考慮して区割りされたと思います。そのため10アール未満の田んぼも数多く存在しています。法人化して耕作権が法人に託されたなら、田んぼのあぜを取っ払って広くすれば効率は上がると考えますが、問題も多い。土地の高低差など、法人レベルで解決できるものではない。西のほう、下のほうに下っていくにしたがって、約5センチぐらいずつ土地が下がっていつているというふうに聞いております。

また、再度検討をお願いしたいのがトイレの問題。道の駅ができたことで近くの人はかなり助かっていると思います。シルバーさんに農作業を頼んでも、まずトイレのことを確認されるとのこと。田んぼの中の一部に造るのは私も賛成ではありません。田んぼでするので農作業の邪魔になると思います。作業が複雑になるためです。水路、堀の上に、また、のり面の一部に設置することはできないか検討してほしい。

今回、運動公園等のトイレの改修を予定されています。各地区に農村公園もあると思いますが、そこにきれいなトイレを設置できないものでしょうか。誰でもが気軽に利用できるようになれば、数多く設置しなくていいと思います。ぼつりぼつりあればいいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

それと、さっきの基盤整備の件ですが、これは、再度、基盤整備の再施行ということは検討できないかということをお願いして入れております。

以上です。

議長　それでは答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　2つ目の質問の環境改善についてお答えいたします。

徳永議員ご指摘のとおり、自動化等高度な能力を備えたトラクターやコンバインなどが開発され、そのような農機具を装備することが潮流となっており、農業経営を営むためにはさらに高価な設備投資が必要になっております。

集落営農法人等認定農業者の特例として、経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化を図る取組を支援するというような目的で農業経営基盤強化準備金の制度もございます。

また、スーパーL資金等の融資等もございますので、そのようなものをご活用いただければと存じます。

なお、高性能化により農機具の稼働時間が短縮されますので、各法人で全ての機械装備を所有するのではなく、法人間で融通し合うようなことも今後検討する必要があるかと思えます。

また、作業効率化、生産性向上のためには、農地中間管理事業を活用した大区画化の検討、協議を進めることも必要であると考えていますが、その中に、徳永議員ご指摘のとおり、農地の高低差についての課題が出てまいります。

ただ、大区画化につきましては国・県の事業がありますけれども、農地の大区画化・集約化推進事業という形で、県営事業のほうも準備がされておるところでございます。

農地の高低差についての対策、対処といたしましては、農地中間管理事業のうち、農地整備事業を活用する、先ほどの事業を活用する対策や、レーザーレベラーの導入、またはそれを法人間で融通し合うようなことでの対処、これについては3年ほど前に大溝の法人のほうが1,000万円ほどの事業費かけられましてレーザーレベラーのほうの導入がされております。

このあたりは、各法人の大区画化、具体的な計画や今後の農地の規模拡大の見通しなどを踏まえて、各法人が主体的に最終的に判断されるべき事項であると考えております。

以上のように、農業経営体が主体的に判断いただくために、行政としましては、引き続き、人・農地プランの実質化を推進し、認定農業者等の主体に対しては、自己資金計画も含めた農業経営改善計画を立てる場合の相談会の開催、農地中間管理事業や機械装備導入が図られる国庫補助事業等の情報提供、様々な補助・交付事業の中に具体的に活用したい事業を合致させるための支援、その事業申請に必要な採択要件の確認及び事業採択のための助言を行いながら、環境改善につながる支援を図ってまいりたいと考えております。

最後に、トイレの問題についてですが、令和元年12月定例議会の一般質問でも答弁したとおり、町では、認定農業者や認定新規就農者を対象に、独自の労働環境改善を目的とした補助事業を実施しており、仮設トイレに限定でございますが、それを農地の隅に設置する際には、経費の4分の1以内、上限額5万円の補助事業を行っておるところでございます。

今回、徳永議員からご提案されました水路、のり面を利用したトイレ設置については、旧三瀦町の時代に国庫補助事業を活用して整備されました水辺公園をイメージしてあるとお聞きしていますが、同一または同等のものを複数箇所を整備するとなると事業費も相当多額になることが予想されますので、事業化

は難しいと考えています。

たとえトイレのみの設置にしましても、農地の確保や設計工事費、浄化槽の設置に係る費用と設置後の施設管理の問題等もあり、現実的に実現は困難であると思いますので、現在、町で行っております補助事業の活用のご検討いただければと思います。

以上で、9番、徳永伸行議員の一般質問、後継者問題についての行政の考え方、環境改善についての答弁を終わります。

議長　それでは、2点目の環境改善について再質問ございますか。9番、徳永伸行議員。

徳永伸行議員　ありがとうございます。

トイレについては、また何か案があれば出てくるかと思います。よろしくお願ひしておきます。

それから、実は昨日、代かきを2筆ほどやったんですけども、一応1つは21アール、それからもう一つは33アール。ちょっと狭いんですが、21アールのほうは非常にやりづらいものがありました。そうすると、33アールのほうも、それよりちょっと広がるんですけども、意外とやりやすかった。すみません、ウィングハローといって3.5メートルの幅のあるので整地、代かきやった結果です。

土地が広くなればそれで十分やれるんですけども、20アールぐらいになったらちょっとやりづらい。それでできれば基盤整備の見直し、これを国に再度申し出てやっていただければと。

それと、今年1.5ヘクタール、法人のほうで受けるようにしています。預

かるようにしています。これ、残念ながら全部基盤整備事業外の土地なんで、されるならばそういうのも加えて基盤整備したいと。事情は分かりませんが、昔されなかった。まだ何か所かそれ以外にもあるんですけども。

先ほど課長から答弁があったときに国・県で検討されているということだったんですが、どのくらい進んでいるのか分かればお願いします。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 徳永議員の再質問にお答えいたします。

どれぐらい件数が行われているかというのは、詳細な資料を持っておりませんのでこの場ではお答えすることができません。

まず、農地の大区画化につきましては、中間管理事業の中でもできますし、県単の事業でも大区画化の分がございます。ただ、事業実施の主体といたしましては、大規模農家または集落営農法人等、市町村もできないことはないんですけども、恐らく面積要件であったりというところでいけば認定農業者が事業主体となるべきぐらいの面積かなというふうに存じます。

それと、徳永議員ご指摘のとおり、当時の農地整備事業は30から40アールぐらいで1区画つくっておりました。今現在の機械装備といたしましては、大規模化・大型化しておりますので、大型化・高速化しておりますので、圃場についてもなかなかやりづらいし、あと、農道についてもなかなか狭いというようなこともよく聞くところでございます。

恐らく、農道につきましてはすぐどうのこうのできませんので、まずは大区画化の検討ができるかどうか、その要件に合致するかどうかというところだと思いますので、あとはそこを個別具体で、いろんな要件のクリアがございます

ので、そこをクリアするような形で、できるところからやっていくというようなことで進めざるを得ないのかなというふうに思います。

それとあと、地区外の農地の活用についてもなかなか難しいということでありますけれども、先日、日本農業新聞の中では、集落営農多角化という形で見出しが付きまして、農水省検討会が提言ということがございましたので、そういった小規模というか、大型の機械装備ではなかなか難しいというようなところについてはまた別の作目を検討するなり、そこには当然それを栽培する担い手の方が必要になってきますので、その辺も併せてどういう形で取り組めるかということ、人・農地プランの検討会の折でも結構でございますし、法人の経営改善計画の相談時でもできますし、また、南筑後普及指導センターでもいろんな調査とか法人の相談会もあっているかと思っておりますので、そのような場面でどういうふうに進めていくかというのを検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁を終わります。

議長　それでは、最後の環境改善についての質問でございますか。徳永伸行議員。

徳永伸行議員　我々としても、実は機械利用組合から法人にする際に露地野菜の計画をしたことはあります。ただ、その当時、まだ私も若かったんで、私より年上の人たちを結構見かけたんで、そういう人たちの労働力を借りられないかと考えていたこともあったんですが、10年たってもうほとんどおられなくなってしまうと、正直言ってそっちのほうを今から手をつけるのは非常に大変だなと。そのうち私が議員辞めた頃にはやるかもしれません。

それと、南筑後普及指導センター、ここからはいろんな省略化の提案をいただいております。それで我々もぜひそれを活用させてもらおうかなとは考えていますけれども、何せ人手が少ないんでなかなか踏み切れないでおるんです。やっとな乾田播種、これを始めたところなんです。今年みたいに不安定な天候のときには物すごく心配するんです、本当に種まきできるかどうか。そういうこともありますので非常に厳しいものがあります。

今後も皆さんの協力の下に進めてまいりたいと思いますけれども、ひとつよろしくをお願いします。これはお願いということで。

議長 以上でよろしいですか。

徳永伸行議員 終わります。

議長 以上で、9番、徳永伸行議員の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

日程第2、議案第32号町道の路線の認定についてを議題といたします。

本案は、去る6月10日に総務建設産業常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。徳永伸行委員長。

徳永委員長 町道の路線の認定について、委員長報告をいたします。

令和3年第3回大木町議会6月定例会に提案されました議案第32号町道の路線の認定については、総務建設産業常任委員会に付託されました。

去る6月10日、建設水道課長、主幹による書類審査と現地踏査を実施しましたので、その報告をいたします。

認定しようとする路線は、他の町道と接続するもので、寄附採納物件であります。現地の実測を実施した結果、寄附採納要件と町道認定要件をいずれも満たしておりました。今回申請のあった路線は新しく開発された場所で、審査の結果、議案のとおり町道の認定をすべきと判断しました。

総務建設産業常任委員会に付託されました議案第32号町道の路線の認定については、全委員、原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上で、審査の経過と結果の委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

総務建設産業常任委員会、徳永委員長、ありがとうございました。

それでは、これから討論を行います。議案第32号について討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。日程第２、議案第３２号町道の路線の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する総務建設産業常任委員会委員長の報告は可決です。日程第２、議案第３２号町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第３２号町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第３、大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第７２条の規定により、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第４、大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題

といたします。

両委員長から、会議規則第72条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。両委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、両委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、お諮りいたします。本議会において議決されました案件で、誤読などにより条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、誤読などにより条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、8番、菰方英二議員、9番、徳永伸行議員、お二人を指名いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和3年第3回大木町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 15時22分

地方自治法第123条の規定により署名する

議 長 中 島 和 正

8 番 菰 方 英 二

9 番 徳 永 伸 行